

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
1	農林中央金庫	①	私どもＪＡバンク・ＪＦマリンバンク・農林中央金庫はかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張しており、「民でできるものは民で」という考え方に沿う政策として賛同してきた。 また、その過程においては、郵政民営化法の基本理念に掲げられているとおり、郵政民営化が地域社会の健全な発展および市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずることが不可欠であると申しあげてきた。 (１) ゆうちょ銀行株式の売却 日本郵政が保有する金融２社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式については、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において、できる限り早期の全株処分に向け、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められており、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、2025年３月以降の株式売出し等を通じて、49.9%となっている。 また、2026年６月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律（以下「改正郵政民営化法」という。）においても、当分の間、ゆうちょ銀行株式の３分の１超の保有義務を課することが新たに規定された一方で、できる限り早期の処分を求める従前からの考え方は維持されている。 そのうえで、改正郵政民営化法の附則においては、「当分の間、３年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が見直しを検討する」こととされている。 他方、2026年５月に日本郵政グループが公表した中期経営計画「JPプラン2028」においても、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融２社の株式処分について引き続き検討を進める旨や、グループ経営の観点にもとづき、ユニバーサルサービスへの影響や、金融２社の経営状況およびグループの一体性確保等の要素を勘案しながら検討を進める方針が示されている。 しかしながら、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されていない。 (２) ゆうちょ銀行による新規業務への参入や上乗せ規制のあり方 2025年６月、日本郵政がゆうちょ銀行株式の２分の１以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことにより、同行の新規業務規制は「認可制」から「届出制」に移行している。 こうした上乗せ規制の枠組みは、改正郵政民営化法においても、引き続き、日本郵政が保有する金融２社の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、また前述の附帯決議において、金融２社の全株式処分に向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めるものとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解される。 すなわち、現行の上乗せ規制の枠組みは、将来的な完全民営化を前提としたものであり、それを所与として、ゆうちょ銀行による新規業務への参入や新たな子会社保有等に係る認可判断が都度行われてきたものと認識している。 他方、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対してゆうちょ銀行株式の３分の１超の保有義務を課することが新たに規定されており、上記前提に影響を及ぼす可能性には十分な注意が必要である。 (３) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し 2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下「委員会意見（2018年）」という。）では、預入限度額規制を緩和する方針が示され、2019年４月にはゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられた。 委員会意見（2018年）では、日本郵政グループおよび政府に対して、①貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること、②将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式を３分の２未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること、が示された。 これらの条件のうち、①のインセンティブ撤廃のほか、②のうち、ゆうちょ銀行株式の売却が段階的に実施されてきたことは評価するものの、ビジネスモデルの再構築に関しては、ゆうちょ銀行の各種リスク管理体制の整備状況も含めて、十分な検証・評価の結果は依然として示されていない。
		②	郵政民営化法では、その基本理念において、「多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」とともに、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが掲げられており、この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠である。 (１) 日本郵政による金融２社の株式売却 私どもとしては、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において求められているとおり、ゆうちょ銀行を含む金融２社の全株式売却に向け、日本郵政が具体的な説明責任を果たすことを求める。 そのうえで、改正郵政民営化法において引き続きできる限り早期の売却が求められている趣旨や、「JPプラン2028」においても、金融２社の株式処分に関する検討を継続する方針が示されていることを踏まえ、日本郵政が保有する金融２社の全株式処分に向けた道筋が早期に示され、その実現に向けた取組みが着実に進むことを期待している。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(2) ゆうちょ銀行による新規業務参入や上乗せ規制のあり方 私どもは、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、金融機関のサービス向上に資するか否かを総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。 しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待する。 郵政民営化委員会が2025年7月に策定した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（以下「運用方針」という。）のとおり、新規業務に関する調査審議に当たっては、調査審議を行うか否かを決定するに至った理由、調査審議の内容、結果および理由等について、適切に情報開示がなされる必要がある。 また、運用方針においては、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取を実施する」とされているが、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を積極的に確保すべきである。 さらに、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行において、新規業務のみならず、既存業務も含め、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか確認するほか、新規業務の開始後においても、改正郵政民営化法において「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」旨が規定されていることを踏まえ、その遵守状況について、継続的なモニタリング等を通じて適正な競争関係の確保に努めるとともに、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見書の作成・公表」等を行うべきである。 また、上記対応の中で、問題が認められた場合には、監督上の是正措置等が講じられることも不可欠である。 加えて、改正郵政民営化法の附則においては、「本検証に際し、上乗せ規制の在り方について郵政民営化委員会および政府が検討する」旨が規定されている。しかしながら、現状においてはゆうちょ銀行に対する間接的な政府出資がなお存続しており、このような状況下では、公正な競争条件を確保する観点から、上乗せ規制の緩和は拙速に議論されるべきではない。 万が一、ゆうちょ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。 したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。 (3) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し ゆうちょ銀行の預入限度額について、郵政民営化委員会が2024年3月に公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」では、ゆうちょ銀行から、「日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が2分の1を下回り、新規業務が届出制になるなど、経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額について何らかの検討を行う方向としたいとの考えが示された」とされている。 しかし、さらなる見直しについて将来的に議論を実施しようとする場合、まずは委員会意見（2018年）において、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルの再構築」について、郵政民営化委員会および関係当局において検証および評価を行い、これが実現していることが前提となる。 一方、ゆうちょ銀行の貯金残高は、2026年3月末時点で約186兆円と、依然として極めて大きい。預入限度額を見直すことは、意図せざる資金シフト等が生じた場合に地域の金融システムへ多大な悪影響が生じることへのおそれ、預入限度額の引上げがゆうちょ銀行の更なる規模拡大に繋がった場合の将来的な国民負担の発生懸念等といった、これまで私どもが述べてきた懸念を増加させる。これらを踏まえ、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことやゆうちょ銀行の更なる規模拡大に繋がることのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。 3. 結論 わが国の持続的な成長の実現に向けては、各地域において民間金融機関が様々な関係者と連携しつつ、金融仲介機能を適切に発揮することが不可欠であるほか、人口減少・少子高齢化に伴う後継者不足への対応や、デジタル化、カーボンニュートラルへの取組みといった地域の諸課題の解決に向け、お客様に寄り添った伴走型支援を一層強化し、地域金融力の向上を図っていく必要がある。 その中で、JAバンク・JFマリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開しており、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて、わが国の農林水産業や地域社会・経済を支えている。このため、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業・地域の持続的な発展に向け、連携・協調できる部分が存在すると考える。 他方で、こうした連携・協調を進めるに当たっては、ゆうちょ銀行については、間接的な政府出資が継続していることを踏まえ、民間金融機関との適正な競争関係を確保する観点から、上乗せ規制や預入限度額規制は引き続き維持されるべきである。 そのうえで、完全民営化への道筋が具体的に示され、その着実な実行により公正な競争条件が確保された下で、ゆうちょ銀行と私ども民間金融機関がそれぞれの強みを生かしながら共存し、安定した地域金融システムを維持することを通じて、地方経済および地域社会の持続的な発展に貢献していくことが重要であると考えらる。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			また、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提として、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討が行われることも求められる。 郵政民営化の推進に当たっては、郵政民営化委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って着実に進められることを強く期待する。 その結果、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で公正な競争条件が確保された下で、お互いに切磋琢磨し金融サービスの向上に努めることが、地域経済の発展や国民経済の健全な発展に寄与することを切に希望する。 以 上
2	一般社団法人全国銀行協会	①	私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張しており、「民でできるものは民で」という考え方に沿う政策として賛同してきた。 また、その過程においては、郵政民営化法の基本理念に掲げられているとおり、郵政民営化が地域社会の健全な発展および市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずることが不可欠であると申しあげてきた。 (1) ゆうちょ銀行株式の売却 日本郵政が保有する金融2社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)の株式については、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において、できる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められており、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、2025年3月以降の株式売出し等を通じて、49.9%となっている。 また、2026年6月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律(以下「改正郵政民営化法」という。)においても、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定された一方で、できる限り早期の処分を求める従前からの考え方は維持されている。 そのうえで、改正郵政民営化法の附則においては、「当分の間、3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が見直しを検討する」こととされている。 他方、2026年5月に日本郵政グループが公表した中期経営計画「JPプラン2028」においても、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融2社の株式処分について引き続き検討を進める旨や、グループ経営の観点にもとづき、ユニバーサルサービスへの影響や、金融2社の経営状況およびグループの一体性確保等の要素を勘案しながら検討を進める方針が示されている。 しかしながら、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されていない。 (2) ゆうちょ銀行による新規業務への参入や上乗せ規制のあり方 2025年6月、日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことにより、同行の新規業務規制は「認可制」から「届出制」に移行している。 こうした上乗せ規制の枠組みは、改正郵政民営化法においても、引き続き、日本郵政が保有する金融2社の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、また前述の附帯決議において、金融2社の全株式処分に向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めるものとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解される。 すなわち、現行の上乗せ規制の枠組みは、将来的な完全民営化を前提としたものであり、それを所与として、ゆうちょ銀行による新規業務への参入や新たな子会社保有等に係る認可判断が都度行われてきたものと認識している。 他方、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対してゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定されており、上記前提に影響を及ぼす可能性には十分な注意が必要である。 (3) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し 2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(以下「委員会意見(2018年)」という。)では、預入限度額規制を緩和する方針が示され、2019年4月にはゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられた。 委員会意見(2018年)では、日本郵政グループおよび政府に対して、①貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること、②将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること、が示された。 これらの条件のうち、①のインセンティブ撤廃のほか、②のうち、ゆうちょ銀行株式の売却が段階的に実施されてきたことは評価するものの、ビジネスモデルの再構築に関しては、ゆうちょ銀行の各種リスク管理体制の整備状況も含めて、十分な検証・評価の結果は依然として示されていない。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(4) 民間金融機関との連携・協働 ゆうちょ銀行が推進しているビジネス(地域活性化)を通じた各地域におけるエクイティ資金供給に係る取組みをはじめとして、日本郵政グループと民間金融機関は、地域経済の活性化やお客さまの利便性向上のため、それぞれの機能や郵便局ネットワーク等の経営基盤を活かしつつ、連携・協働を推進してきた。 これまでの連携・協働の取組みを振り返ると、ATMの相互開放や運用管理の共同化、全銀システムへの接続による相互送金の実現、全銀協への「特例会員」入会による振り込み詐欺等の情報連携を通じた金融犯罪の抑止・防止への取組み、ゆうちょ銀行による民間金融商品の販売、シンジケート・ローンへの参加、投資信託運用会社の共同設立のほか、地域経済の活性化や地方創生の観点からの民間金融機関等との地域活性化ファンドへの共同出資など、幅広い分野で取組みが積み重ねられてきた。 こうした取組みを通じて、日本郵政グループと民間金融機関との連携・協働は、一定程度進展してきたものと評価している。
		②	郵政民営化法では、その基本理念において、「多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」とともに、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが掲げられており、この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠である。 (1) 日本郵政による金融2社の株式売却 私ども銀行界としては、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において求められているとおり、ゆうちょ銀行を含む金融2社の全株式売却に向け、日本郵政が具体的な説明責任を果たすことを求める。 そのうえで、改正郵政民営化法において引き続きできる限り早期の売却が求められている趣旨や、「JPプラン2028」においても、金融2社の株式処分に関する検討を継続する方針が示されていることを踏まえ、日本郵政が保有する金融2社の全株式処分に向けた道筋が早期に示され、その実現に向けた取組みが着実に進むことを期待している。 (2) ゆうちょ銀行による新規業務参入や上乗せ規制のあり方 当協会は、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、金融機関のサービス向上に資するか否かを総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。 しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待する。 郵政民営化委員会が2025年7月に策定した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」(以下「運用方針」という。)のとおり、新規業務に関する調査審議に当たっては、調査審議を行うか否かを決定するに至った理由、調査審議の内容、結果および理由等について、適切に情報開示がなされる必要がある。 また、運用方針においては、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取を実施する」とされているが、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を積極的に確保すべきである。 さらに、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行において、新規業務のみならず、既存業務も含め、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか確認するほか、新規業務の開始後においても、改正郵政民営化法において「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」旨が規定されていることを踏まえ、その遵守状況について、継続的なモニタリング等を通じて適正な競争関係の確保に努めるとともに、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見書の作成・公表」等を行うべきである。 また、上記対応の中で、問題が認められた場合には、監督上の是正措置等が講じられることも不可欠である。 加えて、改正郵政民営化法の附則においては、「本検証に際し、上乗せ規制の在り方について郵政民営化委員会および政府が検討する」旨が規定されている。しかしながら、現状においてはゆうちょ銀行に対する間接的な政府出資がなお存続しており、このような状況下では、公正な競争条件を確保する観点から、上乗せ規制の緩和は拙速に議論されるべきではない。 万が一、ゆうちょ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。 したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(3) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し ゆうちょ銀行の預入限度額について、郵政民営化委員会が2024年3月に公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」では、ゆうちょ銀行から、「日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が2分の1を下回り、新規業務が届出制になるなど、経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額について何らかの検討を行う方向としたいとの考えが示された」とされている。 しかし、さらなる見直しについて将来的に議論を実施しようとする場合、まずは委員会意見(2018年)において、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルの再構築」について、郵政民営化委員会および関係当局において検証および評価を行い、これが実現していることが前提となる。 また、民間金融機関は、各地域において家計や企業の資金循環を支えるとともに、とりわけ企業に対して成長資金等を供給するうえで不可欠な金融仲介プレイヤーである。今後は、政府が掲げる17の戦略分野をはじめとして、資金供給機能や成長支援機能をより一層強化し、ひいては、わが国における資金の好循環を創出していくことが求められている。こうした中、各金融機関にとって、安定的な預金調達基盤を確保・拡大する重要性は、従来にも増して高まっている。 一方、ゆうちょ銀行の貯金残高は、2026年3月末時点で約186兆円と、依然として極めて大きい。加えて、近年の民間金融機関の預金・貸出動向をみると、地域金融機関の預貸率は相応に上昇してきており、一部の地域金融機関では預金残高の伸び悩みや減少も確認される。こうした環境下において、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。
		④	上乗せ規制は、ゆうちょ銀行に対する間接的な政府出資が存続している状況下において、郵政民営化の基本理念である「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」として設けられている。さらに、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務が新たに課されている。これらを踏まえれば、公正な競争条件を確保する観点から、拙速に規制緩和の議論がなされるべきではない。 前述のとおり、万が一、ゆうちょ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。 また、ゆうちょ銀行の貯金残高は、2026年3月末時点で約186兆円と、依然として極めて大きい。加えて、近年の民間金融機関の預金・貸出動向をみると、地域金融機関の預貸率は相応に上昇してきており、一部の地域金融機関では預金残高の伸び悩みや減少も確認される。こうした環境下において、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。 以上を踏まえ、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。
		⑥	日本郵政が金融2社の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するためには、「JPプラン2028」で示されているとおり、「金融2社と日本郵便との間の受委託関係を支える連携強化策を検討し、その具体化に向けグループ全体で取り組む」ことが重要と考えられる。 その際、ゆうちょ銀行が郵便局に支払っている銀行業務等に係る委託手数料2,978億円(2025年度のゆうちょ銀行の営業経費の31.65%)の水準については、異業種に起因するリスクの混入を排除しつつ、金融システムの安定性を確保する観点から、十分な透明性が確保されるべきである。 また、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対し、日本郵便の関連銀行としてゆうちょ銀行が支払っている拠出金2,630億円(2025年度のゆうちょ銀行の営業経費の27.95%)の算定基準については、その妥当性が確保されるよう、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除く)となっているかについて、継続的に検証がなされるべきである。
			わが国の持続的な成長の実現に向けては、各地域において民間金融機関が様々な関係者と連携しつつ、金融仲介機能を適切に発揮することが不可欠であるほか、人口減少・少子高齢化に伴う後継者不足への対応や、デジタル化、カーボンニュートラルへの取組みといった地域の諸課題の解決に向け、お客さまに寄り添った伴走型支援を一層強化し、地域金融力の向上を図っていく必要がある。 こうした中、ゆうちょ銀行については、間接的な政府出資が継続していることを踏まえ、民間金融機関との適正な競争関係を確保する観点から、上乗せ規制や預入限度額規制は引き続き維持されるべきである。そのうえで、お互いの強みを生かし、連携・協働を推進していくことが重要である。 また、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提として、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討が行われることも求められる。 郵政民営化の推進に当たっては、郵政民営化委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って着実に進められることを強く期待する。 その結果、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で公正な競争条件が確保された下で、お互いに切磋琢磨し金融サービスの向上に努めることが、地域経済の発展や国民経済の健全な発展に寄与することを切に希望する。
			以上

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
3	一般社団法人全国地方銀行協会		郵政民営化に関する意見 郵政民営化法は、日本郵政が「できるだけ早期に」ゆうちょ銀行株式を処分すること、その過程にあっても、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。 こうした基本理念を踏まえ、私たちは、従前より、郵政民営化にあたっては、ゆうちょ銀行の新規業務への参入に際しての公正な競争条件の確保や、郵貯事業の適正な規模への縮小等を主張してまいりました。 以下、これまでの郵政民営化の進捗状況に対する私たちの評価と今後への期待、ゆうちょ銀行への「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響を述べさせていただきます。
		①	①ゆうちょ銀行株式の売却 2026年6月に、郵政民営化法の改正法が公布され、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式について、当分の間、3分の1超の保有義務を課すとされました。他方で、同法において、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行株式の全部処分を目指してできる限り早期に処分することを求めている点に変更はなく、また、3年ごとの郵政民営化の進捗状況に係る総合的な検証の際に、日本郵政による同行株式の保有義務に関する見直しを検討することとされています。 今後、総合的な検証を踏まえ、できるだけ早期のゆうちょ銀行株式の全部処分に向けた取り組みが着実に進むことを期待します。 ②ゆうちょ銀行による新規業務への参入 日本郵政の株式に関しては、政府に対し、3分の1超の保有義務が課されています。このように一定の政府出資を受ける日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、約49.9%（2026年3月末時点）となり、50%を僅かながら下回ったことから、同行が新規業務を営む際の手続きが届出制に移行しています。 ゆうちょ銀行が新規業務を営む場合、届出制への移行後においても「他の金融機関等との間の適正な競争関係」等に特に配慮しなければならないとされています。政府が間接的にゆうちょ銀行株式を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えず、同行が新規業務の実施等により業容を拡大することは、極めて不適切です。 日本郵政グループの中期経営計画においては、ゆうちょ銀行の新規業務として、遺言信託や遺産整理業務等に係るサービスが盛り込まれています。このようなサービスは、今後、その市場の拡大が見込まれ、既に民間金融機関が取り組んでいるものです。政府の関与が残るゆうちょ銀行がこうした分野に参入することは、「できる限り民間に委ねる」との郵政民営化法の目的にも反すると考えます。 郵政民営化委員会や関係当局は、公正な競争条件の確保、および地域金融システムや地域経済への悪影響を考慮した、厳正な検証・監督を行うべきです。 ③ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げ 私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。2019年4月、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の全株処分に向けた具体的な道筋が明らかにされないままに、通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられたことは、誠に遺憾である旨、この場でも繰り返し申し上げてきました。 2021年4月より、貯金獲得に係るインセンティブが撤廃されたことは評価できるものの、金融環境次第では、民間金融機関から政府が関与するゆうちょ銀行へ預金シフトする懸念が完全に払しょくされたわけではありません。郵政民営化委員会や関係当局においては、ゆうちょ銀行が量的拡大に走ることをのらないよう、継続的なモニタリング、厳格な検証が行われることが必要と考えています。
		②	私たちは、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が残る間は、「上乗せ規制」は存置されるべきだと考えています。この点、この場でも繰り返し申し上げてきました。 地域の人口減少、相続等による都市部への預金の流出、デジタルバンク等の新たな金融サービスのプレイヤーの登場等、地域金融機関を巡る競争環境は厳しさを増しています。こうした状況下で、預入限度額をさらに引き上げることにすれば、預金が政府関与の残るゆうちょ銀行にシフトし、民間金融機関の流動性や金融仲介機能に多大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。 また、仮に、180兆円超の預金規模を有するゆうちょ銀行が、民間金融機関と同様の融資業務等を営むことや、さらなる子会社保有等を通じて、業容を拡大することとなれば、民間金融機関の収益基盤に与える影響は甚大となります。 以上のとおり、「上乗せ規制」が緩和されれば、地域金融機関の金融仲介機能やコンサルティング機能の低下等を通じて、地域金融システムや地域経済に多大な悪影響を及ぼすおそれがあります。 今後、郵政民営化委員会や関係当局が、「上乗せ規制」のあり方に関して、民間金融機関からの意見を十分に考慮し、慎重な検討を行うことを強く望みます。 以上

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
4	全国生命保険労働組合連合会	①	生保労連は、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを行うことは「民業圧迫」と言わざるを得ず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行ってきました。 しかしながら、日本郵政によるかんぽ生命株式の保有割合は、2021年6月以降、現在に至るまで、新規業務規制が認可制から届出制に移行する要件である50%をкаろうじて下回る49.8%のまま推移していることに加え、今後の株式完全売却への道筋さえ全く示されない状況にあります。 こうした中、本年6月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）では、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行・かんぽ生命両社の株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付ける規定が新たに設けられ、株式売却については、郵政民営化委員会による郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証（以下、「郵政民営化委員会による3年ごと検証」）を踏まえ、ユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて政府が検討し、必要な見直しを行うこととされました。 本改正内容に関しては、株式の完全売却を目指すという郵政民営化の基本方針に逆行し、長期間進展していない現状を事実上追認していると受け止めざるを得ず、郵政民営化スタート時に2017年9月30日までに完全売却するとされていた経緯等に照らしても、その歩みが著しく遅れていることは明らかです。 一方で、「届出制」への移行を契機に、新規業務の取扱いが相次いで認められており、かんぽ生命の経営の自由度のみが増している状況にある中、5月に公表された日本郵政グループの中期経営計画「JPプラン2028」においては、さらなる「商品ラインアップの拡充」が掲げられています。こうした状況が、さらなる「民業圧迫」を招くことは明かであり、ひいては、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないものと危惧せざるを得ません。 上述の認識から、これまでの郵政民営化について、民間生命保険会社との公平・公正な競争条件が確保されているとはいえず、郵政民営化法が掲げる「公正かつ自由な競争の促進」という基本理念は、現時点において実現されているとは評価できません。
		②	少子高齢化の進行やライフスタイルの変化・多様化等に伴い、社会保障制度を補完し国民の生活保障を支える生命保険の役割・責任はますます高まっているものと認識しています。こうした中、生命保険市場の健全な発展には、公平・公正な競争条件の確保が必要不可欠であることは言うまでもありません。 生保労連としては、「1. これまでの郵政民営化に対する評価」にて申し述べたとおり、現状の生命保険市場においては、かんぽ生命と民間生命保険会社が公平・公正な競争条件下にあるとは言えず、「民業圧迫」の状況が続いているものと認識しています。かんぽ生命への間接的な政府出資の解消がなされない限り、国民の「民営化後のかんぽ生命に何らかの政府保証が存在するのではないか」との期待や誤解の払拭・解消につながらないと考えます。 この点、改正法では、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行・かんぽ生命両社の株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付ける規定が設けられましたが、これは、3分の1超の保有を維持しつつも、現状の保有割合から一定程度の株式売却を進めることを妨げるものではありません。今後も郵政民営化を進展させていくのであれば、まずは法令上可能な範囲で株式売却を進める姿勢を明確にし、少なくとも3分の1超の保有を維持できる範囲までの株式売却に向けた具体的な道筋を早期に示すことが必要であると考えます。 なお、かんぽ生命への間接的な政府出資が「当分の間」継続することとなった以上、公平・公正な競争条件が十分に確保されない状況も継続することとなります。このような状況下で、かんぽ生命の新規業務の取扱いを安易に拡大することは、民間生命保険会社への影響をさらに大きくし、「民業圧迫」を助長するおそれがあります。 したがって、今後の新規業務の取扱いについては、他の生命保険会社との適正な競争関係や、民間生命保険会社で働く者への影響も十分に踏まえ、これまで以上に慎重な調査審議および判断がなされることを期待します。あわせて、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた必要な方策を速やかに検討・実施するとともに、具体的な株式売却への道筋を早期に明確化し、法令上可能な範囲で株式売却を着実に進めるなど、郵政民営化の基本方針に則った対応がはかられることを期待します。
		⑤	生保労連としては、「2. 今後の郵政民営化への期待」でも申し述べたとおり、日本郵政株式会社が現在もかんぽ生命株式を保有し続けることなどを背景として、かんぽ生命に対する消費者の信頼感は依然として根強く存在しているものと認識しています。この点、2019年12月に公表されたかんぽ生命保険契約問題特別調査委員会の調査報告書でも、「国営事業であったことが信用力を高めている側面」や、「現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であること」などが示唆されていることは、注目に値するものと考えます。 実際に、2023年6月の届出がなされ、2024年1月に販売が開始された「一時払終身保険（つなぐ幸せ）」は、2025年3月期において、終身保険の新契約件数は、前年比約210%（かんぽ生命公表値より推計）と大幅な伸びを示し、終身保険の新契約件数の約62%を一時払終身保険が占めています。同時期の民間生命保険会社（かんぽ生命を除く）終身保険の新契約件数が前年比約86%であったことを考慮すると、終身保険の新契約件数の増加に大きく寄与したものと考えられるとともに、民間生命保険会社の生命保険募集にも一定の影響を及ぼしたものと推察されます。 なお、かんぽ生命の中期経営計画では、今後の商品展開について、「お客さまの基礎的なニーズに応える商品ラインアップの拡充」が掲げられており、今後も新規業務の取扱いが拡大していくことが想定されます。株式売却が進展しないまま新規業務の取扱いのみが拡大し、さらに上乘せ規制まで撤廃されることとなれば、公平・公正な競争条件が十分に確保されないまま、かんぽ生命の経営の自由度のみが一層増し、「一時払終身保険」の事例が示すように、「民業圧迫」がより一層助長されることとなります。 このような事態は、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないことから、到底受け入れることはできません。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		⑦	郵政民営化法では、新規業務の届出にあたっては、「他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められており、公平・中立な第三者の立場から新規業務に係る配慮義務を履行する郵政民営化委員会の果たすべき役割・責任は、非常に重要であると認識しています。さらに改正法では、株式売却に関する方針や上乗せ規制の見直しについては、郵政民営化委員会による3年ごと検証を踏まえて検討が行われることとされていることから、郵政民営化委員会の役割・責任は、これまで以上に増しているものと考えます。 仮に、今後も、公平・公正な競争条件の確保がなされないまま、なし崩し的にかんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げがなされる状況が続くようであれば、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用や生活に更に甚大な影響を与えることは必至であり、生命保険産業唯一の産業別労働組合として、到底看過することはできません。 貴委員会におかれましては、新規業務の取扱いに際し、以下の点について適切・慎重に判断いただくことを要請します。 ✓ 新規業務の届出を受けた際は、幅広く調査審議を行い、民間生命保険会社で働く者の意見も十分に踏まえ、慎重な検証が行われること ✓ 仮に新規業務の実施について問題ないと判断した場合においても、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に十分配慮の上、販売状況等の継続的な調査・検証等を実施すること 以 上
5	一般社団法人 生命保険協会	①	当会は、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを旨とする団体であり、生命保険事業の適切な運営を確保するため、行動規範および各種自主ガイドラインの策定や各社の好取組事例の共有化など、様々な取組みを行っております。 郵政民営化に関しては、当会の特別会員である株式会社かんぽ生命保険（以下、かんぽ生命）と民間生命保険会社の共存共栄による健全な生命保険市場の発展を実現する観点から、日本郵政株式会社（以下、日本郵政）保有のかんぽ生命株式の完全売却による「公正な競争条件の確保」や、日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し適切に補完し合うこと等を郵政民営化のあるべき姿として提示してまいりました。 郵政民営化は、郵政民営化法第2条において、「公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」等を図るため、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」とされております。 そのうえで、郵政民営化に関する施策についての基本方針として、「日本郵政株式会社が保有する…（中略）…郵便保険会社の株式は」、「その全部を処分することを目指し」、「できる限り早期に、処分するものとする」とされております。 しかしながら、平成19年10月にかんぽ生命が生命保険業を開始してから18年が経過した現在、日本郵政によるかんぽ生命株式の保有比率は未だに49.8%とおおよそ半分の割合を占めており、また、令和3年5月の株式売却から5年以上にわたり株式売却の進捗はなく、今後の完全売却に向けた道筋も示されておられません。 また、令和3年4月の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、「次期中計期間において金融二社株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」との言及があったにもかかわらず、上記の状況にあることは、かんぽ生命株式の完全売却という観点からは、郵政民営化の進捗状況が懸念すべき状況にあると指摘せざるを得ません。 日本郵政は、郵政民営化法第7条により、政府がその株式を常時3分の1超保有し続けることとされています。そして、日本郵政株式は、国民共有の財産と政府に認識されております。また、令和8年6月19日に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律案（以下「改正法」）では、日本郵政に対し、かんぽ生命株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付ける規定が新たに設けられております。 このように、日本郵政の重要子会社であるかんぽ生命に対して、間接的に政府が出資をしている状況が今後も当分の間続く状況にある中、例えば、万一かんぽ生命の経営に問題が生じた場合、「日本郵政株式を保有する政府としても、かんぽ生命に対して何らかの支援を行うのでは」と、契約者が期待を抱くことは無理からぬものと考えられます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			なお、令和元年12月に公表されたかんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会の調査報告書では、国営事業であったことが信用力を高めている側面や、現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であることなどが示唆されております。 【かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会「調査報告書」 (令和元年12月18日) (一部抜粋)】 ・これら(郵便・郵便貯金・簡易生命保険)3事業を中心とする国営郵便局における各種業務は、一世紀ないし一世紀半近くにわたり、国民生活に欠かせない重要なインフラとして社会に貢献してきた。この郵便局に対する信頼こそが、株式会社かんぽ生命保険となってから多数の顧客を集めることができた最大の要因であることに間違いはなからう。 ・3事業会社の持株会社である日本郵政株式会社の発行済株式のうち3分の2近く(※)は政府が保有しており、今もなお日本郵政グループの持つ組織、事業、資産等の総体は、国民全体の財産とすることができる。また、全国津々浦々で数多くの国民が生活や経済活動を営む上で不可欠な、わが国の根幹をなす社会的基盤の一つでもある。 ・本契約問題における顧客には高齢者が多いが、その原因として、高齢者の中には、郵便局は元国営組織であるから信頼できると考える人が多いため、これを利用して不適切な勧誘により加入させた郵便局員が一定数存在するものと考えられる。 (※) 当時の状況。 このような状況を踏まえれば、かんぽ生命と民間生命保険会社との間において、対等な競争条件が確保されているとはいえず、公正かつ自由な競争を促進するという郵政民営化の基本理念の一つもまた実現に至っているとはいえません。 生命保険市場の健全な発展を通じた国民の利便の向上のためには「公正な競争環境(条件)の確保」が不可欠であり、日本郵政グループにおいては、まずはかんぽ生命株式の完全売却に向けた取組みについて、郵政民営化の進捗に応じた筋道を具体的に示すなど、郵政民営化法上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、着実にこれを実行していくことで、郵政民営化に関する責任を全うしていく必要があるものと認識しています。
		②	まず、郵政民営化の基本方針である、日本郵政保有のかんぽ生命株式完全売却に向け、郵政民営化の進捗に応じた筋道を具体的に示すなど、郵政民営化法上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、これを着実に実行していくことが期待されます。 改正法では、日本郵政に対し、かんぽ生命株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付ける規定が新たに設けられておりますが、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却を目指すという、郵政民営化の基本方針は変わらないものと認識しております。 他方で、今回の改正により、日本郵政とかんぽ生命の「親子上場」の状態が固定化されることとなります。一般的に、「親子上場」は、支配株主と少数株主との間の利益相反の懸念等が指摘されているところであり、こうした観点も踏まえれば、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却を目指すとの郵政民営化の基本方針について、その実現に向けた道筋をより明確に示していくことが重要であると考えます。 次に、改正法では、株式完全売却までの移行期間中におけるかんぽ生命の業務に関する規制(いわゆる「上乗せ規制」)の在り方について、政府が郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証(いわゆる3年ごと検証)を踏まえ、検討する規定も新たに設けられております。 上記の検討にあたっては、かんぽ生命に間接的な政府出資が当分の間残ることによる、民間生命保険会社との競争関係への影響も含め、十分に検討いただくとともに、検討結果が市場に与える影響の見直し等についても開示いただくなど、公正性・透明性のある運営を確保いただくことを期待いたします。
		③	日本郵政・日本郵便においても保険ユニバーサルサービスの提供を確保するためには、郵政民営化の基本理念に照らせば、公正かつ自由な競争を通じ、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上に資することもまた、重要な点です。 したがって、日本郵政がかんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策として、広く民間保険会社との提携なども含めた成長戦略・ビジネスモデルに関する検証などを行い、商品受託に関する民間生命保険会社との提携に加え、他の分野においても改めて多様な連携を加速することが重要と考えます。 とりわけ近年、生命保険に関してはニーズの多様化が進んでおり、民間生命保険会社においても必ずしも自社での商品開発に拘るのではなく、グループ内外を問わず優れた商品の供給を受け、お客さまのニーズに即した商品ラインアップを提供する取組みが増えてきております。そのため、日本郵政グループにおいても、グループという枠にとらわれることなく民間生命保険会社が有する強み・特徴を活用いただき、利用者利便の向上の観点から、提携関係・協調関係を更に推進することが、経済活力の向上にも寄与するものと思料いたします。 民間生命保険会社は、全国24万名を超える営業職員および約7万5千店の募集代理店等(約91万名の代理店募集人)による約115万名が全国を網羅しており、加入・支払・見直し等の各段階において、営業職員等による対応が可能な体制を構築しております。 すなわち、我が国の生命保険ユニバーサルサービスは、既に民間生命保険会社の取組みで実質的に実現されており、日本郵政グループにそれを義務付ける必要があるのかどうか、改めて十分な検証が必要であると考えます。
		⑤	一般的に、直接・間接を問わず、政府出資が行われている企業は高い信用力と信頼性を有し、特に金融機関や保険会社においては、信用が競争上決定的に重要となることから、預金者や保険契約者が資金を預ける際に、政府関与が競争上の優位性を与えるものと考えます。 その点を踏まえると、かんぽ生命に対して、間接的に政府出資が行われている状況が今後も当分の間継続することに加え、今後の完全売却に向けた道筋も示されていない状況においては、郵便局が販売するかんぽ生命の保険商品の採択に際して、保険契約者の経済合理性に基づかない判断を惹起することが懸念されます。 「上乗せ規制」は、移行期間における他の民間生命保険会社との適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれを排除するために設けられたものと認識しております。したがって、当会は、株式完全売却を通じた「公正な競争条件の確保」および保険契約に係る引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現されない限り、かんぽ生命の限度額の引上げを含めた業務範囲の拡大等、「上乗せ規制」の緩和・撤廃は到底容認できない旨、繰り返し主張してまいりました。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容																																		
			(1) 新規業務に関する認可・届出 日本郵政のかんぽ生命株式保有比率が50%を下回り、令和3年6月からかんぽ生命の新規業務について郵政民営化法上の認可制から届出制へと移行して以降、適正な競争関係等への影響が想定される新規業務が活発化している状況が続き、憂慮しております。 郵政民営化法第138条の2第2項に規定されており、届出制移行後においても、新規業務に当たっては、「他の生命保険会社との適正な競争関係」等を「阻害することのないよう特に配慮しなければならない」とされているところ、「1 これまでの郵政民営化に対する評価」にて確認したとおり、かんぽ生命と民間生命保険会社との競争関係は現状で公正なものとはいえません。 実際、郵政民営化の基本方針たる日本郵政のかんぽ生命株式処分は進展せず、その完全売却に向けた道筋すら示されていないにもかかわらず、届出制移行後5年足らずのうちに計7件の新規業務が開始され、うち2件は特に適正な競争関係等への影響が想定される貯蓄性商品の販売開始・改定に関する業務であるなど、適正な競争関係の観点から見れば衡平を欠く対応がなされている状況です。 例えば、令和4年12月に届出がなされ、令和5年4月に商品改定された学資保険については、当該保険市場において、かんぽ生命の販売シェアが4割を超える水準に達しております。以降、日本郵便における顧客情報の不正利用等の不祥事における影響から、販売件数は落ち込んでいるものの、依然として販売シェアが2割を超えており、上記改定が民間生命保険会社の生命保険募集において一定の影響があるものと推認されます。(表1) 同様に、令和5年10月に届出がなされ、令和6年1月から販売開始された一時払終身保険については、郵政民営化委員会にて「他の生命保険会社との適正な競争関係、あるいは利用者への役務の適切な提供を阻害すると認められる事情はない」ことから調査審議を行う必要がないと判断されましたが、販売以降、民間生命保険会社の同種の商品よりも予定利率が低いにもかかわらず、販売件数が大きく上回っている状況であり、民間生命保険会社の生命保険募集に対して影響を与えたものと推認されます。(表2) (表1) 学資保険の販売状況 (かんぽ生命と民間生命保険会社の販売シェア比較) <table><tr><th colspan="2"></th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr><tr><td rowspan="2">販売 シ ェ ア</td><td>かんぽ 生 命</td><td>40.8%</td><td>27.5%</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>民 間 生 命 保 険 会 社</td><td>59.2%</td><td>72.4%</td><td>79.5%</td></tr></table> (表2) 一時払終身保険の販売状況 (かんぽ生命と民間生命保険会社2社の比較) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">かんぽ生命</th><th colspan="2">A社</th><th colspan="2">B社</th></tr><tr><th>販売件数</th><th>予定利率</th><th>販売件数</th><th>予定利率</th><th>販売件数</th><th>予定利率</th></tr><tr><td>2024年 1月以降 合計</td><td>86.8万 件</td><td>0.95 ～1.75%</td><td>50.8万件</td><td>1.00 ～1.50%</td><td>26.8万 件</td><td>1.00 ～1.75%</td></tr></table> (2) 加入限度額 日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に至っていない中では、イコールフットINGの観点から現在もその必要性は変わっておらず、撤廃すべき理由は存在しないと考えております。 かんぽ生命に対する限度額規制の在り方について、「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見(平成27年12月)」(以下、平成27年12月所見)において、以下のように述べられています。 かんぽ生命保険の現行の通計の仕組みでは、20歳以上55歳以下の青壮年層を対象に、加入後一定期間(4年)生存し、健康体であることが確認できた被保険者について、既契約分の保険金額を300万円まで限度額の計算に算入しないこととしている。 限度額規制を緩和する場合は、現行1,000万円の基本契約の限度額を増加させるのではなく、この通計の仕組みの活用を図ることが考えられる。それにより、限度額の引上げが一部の既契約のみを対象とすることとなるため、営業面を含めた経営改善効果は限定的となるが、リスク量の増加を抑制することが可能となる。 将来的には、基本契約の限度額そのものの引上げや、高齢化に対応した通計対象年齢の拡大等、郵政民営化の進捗に応じて経営の自由度を高めていくべきことは当然であるが、今回が限度額規制の緩和の第一段階であることに鑑みれば、慎重な対応をとることも許容されよう。 以上のような考え方を踏まえ、かんぽ生命保険の限度額規制について、当面の具体案を考えると、基本契約の限度額そのものは変更せず、前述の通計の枠内で、加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度を、現行の300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げることが考えられる。			令和5年	令和6年	令和7年	販売 シ ェ ア	かんぽ 生 命	40.8%	27.5%	20.4%	民 間 生 命 保 険 会 社	59.2%	72.4%	79.5%		かんぽ生命		A社		B社		販売件数	予定利率	販売件数	予定利率	販売件数	予定利率	2024年 1月以降 合計	86.8万 件	0.95 ～1.75%	50.8万件	1.00 ～1.50%	26.8万 件	1.00 ～1.75%
		令和5年	令和6年	令和7年																																	
販売 シ ェ ア	かんぽ 生 命	40.8%	27.5%	20.4%																																	
	民 間 生 命 保 険 会 社	59.2%	72.4%	79.5%																																	
	かんぽ生命		A社		B社																																
	販売件数	予定利率	販売件数	予定利率	販売件数	予定利率																															
2024年 1月以降 合計	86.8万 件	0.95 ～1.75%	50.8万件	1.00 ～1.50%	26.8万 件	1.00 ～1.75%																															

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(※) 平成27年12月所見に記載された内容どおり、加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度が、300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げられた。 かんぽ生命がこれまで取り扱ってきた保険商品は、専門の医師等による診査を必要としない簡易な手続きで一定範囲を保障するものであり、かんぽ生命として求められる態勢はその範囲に限られるものと認識しております。 一方、他の民間生命保険会社では、リスク管理および顧客保護の観点から、一定額以上の高額な保険契約を引き受ける際には医師の診査等を必要とし、専門的な見地から医的な選択を実施するなど、業務の内容や規模に応じた適切な体制を整備しております。 この点、平成27年12月所見においては、将来的な「基本限度額そのものの引上げ」「高齢化に対応した通計対象年齢の拡大」等が挙げられていますが、前提として公正な競争条件が確保されたうえで、他の民間生命保険会社と同様に、その内容や規模に応じた充分な態勢が整備されなければならないと考えられます。 (3) 子会社保有 日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に至っていない中では、イコールフットINGの観点から現在もその必要性は変わっておらず、撤廃すべき理由は存在しないと考えております。 このような状況を踏まえると、かんぽ生命の業務範囲の拡大は、民間生命保険会社との競争関係に多大な影響を及ぼすものと考えており、移行期間における他の民間生命保険会社との適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれを排除するために、「上乗せ規制」は必要な規制であると考えます。
		⑥	今回の改正法においては、政府が日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討することとされております。 この点、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書（金融庁：2024年6月25日公表）においては、「保険業法においては、保険会社に対して、保険募集の委託先である保険代理店を適切に指導等することを求めるとともに、保険代理店に対しても、保険募集の業務に関する態勢整備を求めている。「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）においては、適正な保険募集管理態勢を確立するため、保険代理店における内部監査や保険会社による代理店監査等を通じた保険募集の適切性の事後的な検証及び必要に応じた改善を求めている。」との記載がございます。 また、同報告書では、「損害保険会社が自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な保険代理店との関係が悪化することによる営業面への影響を懸念するあまり、こうした保険代理店に対して、適切に指導等を行っておらず、そのような保険代理店の業務品質の向上が図られなかったことが、違法又は不適切な募集行為が多数認められる一因となった」と指摘されています。 仮に、日本郵政と日本郵便の合併がなされた場合、かんぽ生命（子会社）による日本郵便（親会社）への教育・管理・指導が行われることとなりますが、上述のような指摘を踏まえ、適切な代理店管理等を通じて、十全な顧客保護が図られることが必要と考えます。
		⑦	これまで述べてきた通り、当会は、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に迎え入れ、活力ある経済社会の実現に繋げていく観点から、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた取組みについて、郵政民営化の進捗に応じた筋道を具体的に示すなど、郵政民営化法上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、着実にこれを実行していくことで、郵政民営化に関する責任を全うしていくことが重要であると考えます。 かんぽ生命の業務範囲拡大については、前記のかんぽ生命株式の完全売却が実現し、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」がなされたとき、初めて民間生命保険会社と同一となるべきものと認識しております。 株式完全売却の具体的な道筋すら見えておらず、当分の間、完全売却が行われることのない段階における業務範囲拡大については、当会としては許容できるものではなく、郵政民営化委員会におかれましても慎重に調査審議いただくことを要望いたします。 また、届出制の運用方針に関する郵政民営化委員会関係者ヒアリングにて要望いたしました、新規業務（特に商品・サービスなど顧客に直接提供されるもの）は、適正な競争関係等への影響が想定されうするため、今後も幅広く調査審議や外部からの意見聴取を実施いただきたいと考えております。 当会といたしましては、郵政民営化委員会の運営の透明性確保の観点から、届出があった事実やその内容はHP等で速やかに公表いただくとともに、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否の判断にあたっては、個々の案件ごとに判断根拠等の公表を要望いたします。 また、新規業務に係る配慮義務の遵守状況については、業務開始時・開始後において適切な確認・検証等を実施いただくとともに、今後、新規業務についての調査審議が行われる場合には、そうした検証結果も踏まえつつ、市場に与える影響について一層慎重にご確認いただくことを要望いたします。 以上
6	全国郵便局長会会長		郵政民営化に関する意見募集について、各地域の国民利用者の皆さまと日々直接接する郵便局を預かる責任者として地域の皆さまの声も踏まえて以下のとおり意見を提出いたします。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		①	まずは、郵政事業が民営化されて19年が経過しようとする本年6月19日の参議院本会議において、我が国の地域社会の変化等を踏まえた、「郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援」等を内容とする「郵政民営化法等の一部を改正する法律」が成立したことについて、全国郵便局長会としては、郵便局において地域のために基盤となるサービスの提供が可能となり、大変嬉しく思っております。 郵政民営化当時、「郵政を民営化すると郵便局で何でもできるようになり国民利用者にとって素晴らしく利便性が向上する。どこの郵便局でもコンビニのように生活用品を販売することができ、あらゆるものを購入することができるなど薔薇色の社会が到来する」と喧伝されました。そしていわゆる郵政民営化関連6法が国会において成立し、民営化されました。 しかし、民営化後、郵便局に期待した効果が表れないばかりか、今まで郵便局を通じて一体として実施されていたサービスが、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命に分社化したことによる縦割りによる弊害、システムの不具合、手続・マニュアルの不備等が顕在化し、国民利用者に大きな不便を強いるということが現実となり、この状況が十分改善されないまま、現在に至っていると感じております。また、現在では、これらの会社に働く社員の間の意識も一体的とは言い難い状況がより顕著になっているばかりか、営業、業務といった郵便局の諸活動について、自社、委託元の会社に対する不信任、不満、戸惑いが生じていることも事実であります。日本郵便株式会社とゆうちょ銀行、かんぽ生命の間で遠心力がより強まっていると感じています。 私どもは、郵政事業と国民利用者との接点である郵便局を預かっている責任者として日々、業務に励んでおりましたが、郵政民営化によるメリットを実感したことはなく、国民利用者にご不便や今までにない負担をお掛けしているという実感しかありませんでした。 国会ではこのような状況を踏まえ、当初、想定した郵政事業の民営化に修正が必要と判断され、平成24年に各党賛成の下、改正郵政民営化法が成立し、「5社体制から4社体制への変更による分社化の弊害の是正」や「郵便局における金融のユニバーサルサービスの義務化」などが実現されるとともに、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」との改正が行われました。 さらに、本年6月の改正では、日本郵便株式会社が、健全な経営状態の下で郵便局ネットワークを維持し、積極的な利活用を図るために、「基盤サービス提供業務の本来業務化」を追加していただきました。これは、民営化当時の想定を超える速度で、我が国の少子化、高齢化が進行するとともに、大都市圏への人口集中とそれ以外の地域での過疎化が大きな社会問題となっていることを踏まえていただいた結果であると認識しています。 地方では人口減少に伴い、生活インフラである金融機関、農業協同組合、漁業協同組合、ガソリンスタンドや商店などの撤退が進み、学校、市町村役場の支所、診療所といった公共施設が次々と廃止され、その結果、公共サービスが低下し、地域の医療体制の脆弱化もより鮮明となってまいりました。 私どもは、地方公共団体の事務の受託を推進するなどして、地域住民の皆さまの利便性の向上を図るなど、各地域の抱える課題の解決について適正な利潤を得ながら如何に寄与できるか等、地方公共団体や地域の諸団体などと協議しながら進めておりましたが、今回の法改正により、郵便局の行政サービス窓口としての活用やマイナンバーカードの利活用による郵便局等における証明書交付サービスの拡大、郵便局を活用したオンライン診療・服薬指導の実施をはじめとする様々なサービスを郵便局で実施できると考えております。 総務省では、人口減少下の地域社会において様々なサービス等の提供拠点が縮小・撤退する中、地域の持続可能性の確保に向け、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体や生活インフラサービスの提供事業者等）と連携し、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」とし、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的とした「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業」を推進していただいております。大変感謝申し上げますとともに心強く思っております。 郵政民営化委員会におかれましては、「日本郵便株式会社と日本郵便株式会社の合併」、「日本郵政グループの一体的経営の確保」、「金融2社への上乗せ規制の撤廃」、「ユニバーサルコストの負担」、「郵便事業の安定的・持続的な運営の確保」等について、このような状況を踏まえて郵便局が果たすべき社会的責務とそのための環境整備等について議論を深めていただくことをあらためてお願い申し上げます。 なお、この機会に日本郵政グループについて一言申し上げさせていただきます。 本来、日本郵政グループの経営に言及する立場ではありませんが、多くの局長の思いを申し上げたいと思います。 郵政民営化後、ペリカン便、トール社や楽天との巨額のM&A、ヤマトとの提携等が行われていますが、特にM&Aはいずれも当初期待した成果を挙げていないばかりか、結果的に大きな損失を計上しております。 そして、その損失は経営に影響を及ぼし、郵便局の社員の削減により、現場でお客さまにサービスを提供する要員が不足することや社員の処遇改善が十分に図れていないこと、また耐震性能が不足する小規模郵便局の改善対策の遅れなどという形で、日々、額に汗して毎日の郵政業務に取り組んでいる郵便局に勤務する局長、社員に影響（しわ寄せ）を与えていると言わざるを得ません。 近年、現場で「不適正な点呼問題」「下請法の不適用」「各種契約不正事案」などの一連の不祥事が発生しておりますが、一義的にはそれらを未然に防止できなかった日本郵便株式会社の方バナンス欠如、そして現場を預かり、指揮監督すべき我々局長の責任でもあり、弁解の余地なく猛省しなければなりません。また、昨年、本年と郵便局長による犯罪が発覚しており、この防止は喫緊の課題であり、コンプライアンスの遵守と信頼回復は最優先事項であります。 しかしながら、その背景にある構造的問題を認識しておくべきと考えます。それは、民営化開始（分社化）までの準備期間があまりに短く、基幹となるシステムの構築やコンプライアンス管理などの基盤となるインフラに十分な投資がなされなかったことがあります。さらに、現場に課された各種手続、マニュアル等は煩雑化する一方で、実効性や可用性（使いやすさ・機能性）が十分に確保されないまま運用されてきました。現場の実態からかけ離れた形式的な手続、マニュアル等と不完全なシステムが、結果として現場の疲弊を招いていると言っても過言ではないと考えます。 今、郵便局の現場は要員不足で疲弊しており、局長や社員の屋の休憩時間帯を確保するために郵便局窓口の休止時間を設けるなどの対策で凌いでおりますが、実際に現場で働く郵便局の要員が大幅に削減されている状況にあること、特に役職者と呼ばれるベテラン社員の不足が深刻であることをご承知置き願いたいと思います。 また、これだけ大地震発生の危険が叫ばれている中で、耐震性能不足の郵便局が依然として多数存在する状況であり、郵便局のお客さま、局長や社員の生命の危険を速やかに取り除く取組が行われないことに対して早急な建替えや耐震補強等の対応をお願いしているところです。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		②	民営化がスタートして約20年になります。この間、我が国社会を巡る環境は大きく変わりました。一般論として、法律は時代の変化に応じ、見直しを適時適切に行っていくことが肝要であることは言うまでもありません。 是非、郵政民営化に関する各種法令に関しても、郵政民営化委員会の3年ごとの見直し時期にかかわらず、また、政争の具にするのではなく、不断に、虚心坦懐に見直しをお願い申し上げます。 現在、我が国のみならず、世界全体において様々な社会環境の変化が生じてきています。郵政民営化の検証に直接関係するものに限って申し上げても、行き過ぎた新自由主義の是正、株主資本主義からの転換ということが求められていると思います。 例えば、現在、郵便をはじめ、電力、鉄道、放送などの公共性の高い事業に対し、自己資本利益率(ROE)を一般の企業と同様に求めることの是非や、物言う株主(アクティビスト)による株主提案権の濫用防止についても、立法府や政府部内で議論が行われているものと承知しております。 このような動きも含め、これまでの30年間、世界を席巻していた新自由主義や株主資本主義が各国において見直されている根底には、経済合理性や競争市場では確保できない「公共性」の維持が各所で課題となっているということも大きな要因ではないかと思えます。特に、我が国の生産年齢人口減少や超少子高齢化の社会状況においては、「公共性」の維持に関し、どのような制度的な担保を将来に向かって構築していくかが喫緊の課題であると認識しています。 是非、郵政民営化に関する法令もこのような時代の流れも踏まえながら対応していただき、これからの郵政民営化委員会における3年ごとの検証をはじめ、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」に規定されている検討事項の政府における議論においては、以下の点について、これまでの民営化の状況の検証とともに、総合的な課題として整理し、結論を出していただきますようお願い申し上げます。 【現行の持株会社制度による日本郵政グループの組織のあり方等】 ア 上記のような新自由主義の是正、株主資本主義からの転換をはじめとする動向、民営化スタート時と異なる社会情勢の変化を踏まえた見直しを行っていただきたいと思えます。 企業は何のために存在するのか、株主資本主義のような「株主の利益最大化への集中や株主価値の最大化」ではなく、企業にとってのステークホルダーは株主だけでなく、社員、お客さま、取引先、そして地域にお住まいの皆さまや地域社会といった多様なステークホルダーの利益に配慮していく必要があると思えます。 特に、公共性を有する企業にとっては、地域にお住まいの皆さまや地域社会というステークホルダーへの最大限の配慮が求められる組織形態であるべきであり、日本郵政グループの組織についても、株主中心ではなく、地域にお住まいの皆さまや地域社会の利益最大化をバランス良く図ることができる組織となるよう、民営化スタート以降の日本郵政グループ各社の経営状況も精査していただいた上で、現行の持株会社体制を見直し、これからの新しい郵便局のあり方を見据えた組織形態のあり方についてご検討いただきますようお願い申し上げます。 イ また、組織形態の検討に当たっては、我が国の最大の課題である人口減少問題を解決していく上でも、先般の「郵政民営化法等の一部を改正する法律」により、日本郵便株式会社の本来業務に基盤的サービス提供業務が追加されたことも踏まえれば、地域にお住まいの皆さま、地域社会のニーズをきめ細かく把握したサービスや商品の開発 展開が求められてくると思えます。 このような中、日本郵政グループのビジネスモデルもかつての高度成長期のような人口増加局面におけるサプライサイド中心ではなく、地域にお住まいの皆さまをはじめとするディマンドサイド中心に転換していくことが必要であると考えています。 地域にお住まいの皆さまのニーズ、地域の課題は全国各地で様々であり、地域に根ざした郵便局を活用した現場を基盤としたサービスや商品の開発が可能なボトムアップ型の組織のあり方も併せて検討の視点に入れていただければと思います。 ウ なお、組織形態のあり方については、郵政民営化法等の一部を改正する法律に基づく検討条項にもある、ゆうちょ銀行やかんぽ生命の株式処分のあり方や移行期間中の上乗せ規制のあり方の議論とも関係するものと思えますが、この点についても、単に競争という視点のみではなく、「公共性」の維持の観点から、地域の住民目線での整理を行っていただくようお願い申し上げます。 併せて、現行民営化法等に基づく上乗せ規制については、法律の適用に当たり、政府部内において、株式処分の処分状況(割合)と上乗せ規制の緩和がどのように判断されているのか(具体的には、他の金融機関等との関係も踏まえ、どのような商品がどの程度の株式処分割合いで可能となるのか)、個別案件毎の裁量的な判断ではなく、日本郵政グループの経営にとって「予見可能性」を高める観点から、次回の郵政民営化委員会による3年ごとの検証において、上乗せ規制ガイドラインのような具体的な判断基準を示していただくようお願い申し上げます。 その上で、以下、郵便局の現場の状況を踏まえた要望を行います。 郵政民営化法第7条の2第1項において、「郵政事業に係る基本的な役務の確保」として、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務がお客さま本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用することが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする」とされ、第2項では、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」とされています。さらに同法第7条の3では、「政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされています。 これを踏まえ、今後の郵政民営化について、特に法に規定する「一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用することが確保される」ために、以下の項目の実現をお願い申し上げます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		①	日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第1条において「日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする」と、その目的が規定されています。 しかしながら、日本郵便株式会社法第6条に基づいて設置されている最前線の現場「郵便局」で働く郵便局長や社員の目から見たとき、持株会社である日本郵政株式会社による「経営管理」と「業務の支援」は別会社であり、距離が非常に遠く、分かりにくいものとなっています。これが、日本郵政株式会社への意識を低下させ、郵便局等現場で汗を流す郵便局長、社員のモチベーション低下を招いていることは見過ごせない事実です。 一般的に、持株会社と子会社の関係は「心理的距離感が大きくなる」とされており、その要因として以下の4点が指摘されていますが、これらは現在の日本郵政株式会社と日本郵便株式会社、さらに現場である郵便局の間で生じている課題と一致していると感じます。 ・「別会社」という意識の壁 同じグループでありながら法人格が異なるため、共通の帰属意識や一体感が生まれにくい。 ・役割と評価基準のギャップ 持株会社は「経営管理・戦略」を、現場の郵便局は「日々の顧客対応・地域貢献」を担うため、お互いの苦労や業務の過酷さが本質的に理解されにくい。 ・コミュニケーションの圧倒的不足 日常業務での直接的な接点がほとんどなく、間接的な「統制」に限られる。 ・情報の非対称性と警戒感 現場から見ると持株会社が「監視役」や「上層部」に映り、本音を話しにくく、心理的な距離がさらに広がる。 私どもは、これら現場の疲弊と組織の分断を解消し、郵政民営化法第7条の2が求める「一体的かつ公平なユニバーサルサービスの維持」を将来にわたって確実に担保するための最も有効な手段が、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併であり、当面はその下にゆうちょ銀行とかんぽ生命が位置づけられることであると考えます。この合併によって、目に見える形で組織の合理化・効率化を実現でき、要員の再配置等により分割ロスなど分社化により生じていた弊害の是正が可能となるなど、主に以下の4つの多大なメリットがあると考えています。 ・心理的・組織的な壁の消滅 同じ「一つの会社」の社員となることで、全社的な帰属意識が統一され、「別会社だから」というセクショナリズム（縦割り）が解消される。 ・意思決定の大幅なスピードアップ 持株会社への相談、稟議や承認プロセス（重複決裁）がなくなり、経営陣のメッセージが全国の支社を通じて現場の郵便局までダイレクトかつ素早く届くようになる。 ・組織のスリム化・効率化、管理コストの削減 人事、総務、経理などのバックオフィス機能を一本化できるとともに、法人維持費、決算、税務申告の二重の手間と経費を削減し、その浮いた原資を現場に投資することが可能になる。 特に、整備が遅れているシステム関係については、より進めやすくなる。 ・人材流動性の向上 社員の異動が容易となり、相互理解と「現場第一主義」の企業風土を醸成することができる。 当然、合併にあたっては、様々な課題が想定されますが、現在の両社の関係性を見た場合、実際に地域にお住まいの皆さまと日々向き合い、信頼を得つつ、収益を得る部門である郵便局で働く局長、社員のモチベーションを向上させ、地域を守る体制を強固なものとするためには、合併によるメリットが圧倒的に大きいものと考えます。 ② ゆうちょ銀行、かんぽ生命を日本郵政株式会社と合併した日本郵便株式会社の下に位置付けること ゆうちょ銀行とかんぽ生命を日本郵政株式会社と合併した日本郵便株式会社の下に位置付けることの主なメリットは、「郵便局ネットワークを中心とした一体的経営」、「郵便局ネットワークの維持」、そして「お客さまの利便性向上と新サービスの開発」の三点があると考えます。 これは、日本郵政グループの経営効率を高め、全国の郵便局窓口において、よりお客さまニーズに則した利便性の高い金融サービスの開発、提供を可能とするものと考えます。 国営時代から、郵便局では「郵便」、「ゆうちょ」、「かんぽ」を扱ってきました。今現在でも、地域のお客さまは、郵便、ゆうちょ、かんぽの各サービスがそれぞれ別会社のサービスだとの認識は全くなく、郵便局のサービスという認識でおられます。 今後も地域のお客さまの認識を踏まえて、郵便、ゆうちょ、かんぽのサービスを一体感を持って郵便局という場で提供することが大事なことを考えています。 そのためには、ゆうちょ銀行、かんぽ生命は、郵便局、郵便局ネットワークを重要な販売チャンネルとして商品、サービスを販売し、その販売手数料等により、郵便局、郵便局ネットワークは、維持される、という三社の「Win-Win」の関係を構築することが重要と考えています。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			○ 郵便局ネットワークを中心とした一体的経営 ・迅速な経営判断ができる 当分の間、グループ内の資本関係を維持することで、経営トップの意思決定がスムーズになる。 ・重複するコストを削減できる 現場にフィットしたシステムの開発やバックオフィス業務、管理部門を共通化することで、グループ全体の運営コストの削減が図れる。 ・一体感のある戦略が組める 「郵便・物流」「貯金」「保険」の三事業が同じ方向を向いて、一体となった営業戦略を推進できる。 ○ 郵便局ネットワークの維持 ・窓口の維持費を安定化 ゆうちょ銀行・かんぽ生命から日本郵便株式会社へ支払われる「委託手数料」、「配当金」を原資として、郵便局ネットワークを維持することができる。 ・地域のインフラの維持 少子高齢化の傾向が顕著な地方都市や過疎地において、生活に不可欠な郵便・物流、金融インフラを長年に安定的に提供することができる。 ○ お客さまの利便性向上と新サービスの開発 ・お客さまニーズに則したサービスの開発・販売 郵便局窓口等で収集した商品ニーズをもとに両社の新商品・新サービスの開発ができる。 ・「金融・物流・デジタル」の融合サービス 単に金融商品の品ぞろえだけではなく、郵便局の配送網や顧客データと連携した新しいご高齢の方のためのサービス（例えば、すでに一部取り組まれていますが、終活、相続、買い物支援、オンライン診療など）等の企画・開発、販売をより円滑に行うことができる。 ③ 地域のコミュニケーションの拠点（コミュニティ・ハブ）としての積極的活用 ご承知のとおり、人口減少下の地域社会において様々なサービスを提供する拠点が縮小・撤退する中で、国は地域の持続可能性の確保に向けて、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスを提供する主体（自治体や生活インフラサービスの提供事業者等）と連携して、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」とすることを推進しています。これにより地域の課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的とした事業が推進されており、我々としても非常に期待しているところであります。 また、本年6月、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」が成立し、「基盤的サービスの提供業務の本来業務化」が追加されたことから、さらに地域のコミュニケーションの拠点（コミュニティ・ハブ）としての活用が進展するものと期待しています。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		③	郵政三事業のユニバーサルサービスを一体的・安定的に提供していくためには、その提供主体である郵便局ネットワークを維持発展させる観点から、郵便局ネットワークを中心としたグループ経営が必要であると考えます。しかしながら、現行の４社体制は日本郵便株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の自立を促していくための態勢となっており、持株会社である日本郵政株式会社も、郵便局を軸にするのではなく、日本郵便株式会社と金融二社を対等に扱い、是々非々でグループ経営を行っているように見えます。 そのため、日本郵便株式会社と金融二社との間で利害が対立することもあり、その場合も代理店である日本郵便株式会社の交渉力が弱く、持株会社である日本郵政株式会社の十分な調整がないために、郵便局ネットワークを維持することが難しい状況が出てきていると感じています。例えば、日本郵便株式会社が、郵政三事業に係るサービスを郵便局で一体的に提供しなければならないに関わらず、郵便局窓口で使用するシステムの端末機は、三事業ごとにバラバラで使用方法が異なり、社員はそれぞれに習熟する必要があるといった状況や営業上の支障となっているゆうちょ銀行直営店との関係や社員の人事管理上の障害となっているゆうちょ銀行支店を併設した郵便局の問題も未解決となっている状況があり、郵便局におけるユニバーサルサービス提供のためのグループ経営がなされているとは感じられません。金融二社からの手数料もユニバーサルサービスを提供するための費用に見合う額が払われていないと聞き及んでおります。 現場では更なる人員削減の必要性が求められている状況もあり、このままではユニバーサルサービスの提供が難しくなるとの声が郵便局長からあがっています。まずは日本郵政株式会社と日本郵便株式会社を統合し、ユニバーサルサービスの提供を確保するための郵便局ネットワークを中心としたグループ経営を実現することが最も重要な課題だと考えます。 その上で、ユニバーサルサービスを提供するための費用に見合う金融二社からの十分な委託手数料や国の支援が必要であると考えます。 郵便局において、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を安定的かつ確実なものとするためには、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が安定的に日本郵便株式会社との契約を継続し、適正な委託手数料が支払われる必要があります。 ゆうちょ銀行やかんぽ生命は、民業圧迫につながるとの懸念から、法により他の地方銀行や生命保険会社と同じ条件で競争すべきとの定めがありますが、法的な優遇措置は何もなく、税負担や顧客保護のための負担も他の金融機関と同様に行っていることから、両社に対する「上乗せ規制」を直ちに撤廃し、両社がお客さまのニーズに合致した商品の開発、販売が可能となるようにすべきと考えます。 郵政民営化法が制定された当時の我が国の状況を振り返ると、当時は金融市場が拡大する余地がありましたが、現在は、急速な少子高齢化の進展等により、市場が縮小する時代に変化していると考えます。 また、地方の民間金融機関の中には、コストカットのために、ＡＴＭの共同化や郵便局内への店舗設置など郵便局ネットワークを利用するといった状況が散見されるようになっていきます。 その一方でゆうちょ銀行の業務拡大に対しては依然として「民業圧迫」との牽制が続いています。 民営化当時は「非効率な国営事業を解体し、市場原理に任せるべきだ」という新自由主義的な思想が全盛でしたが、現在では、市場原理に任せた結果としての「地銀の撤退」や「生活インフラの消滅」に直面し、国民の意識も変わってきており、地域で日々お客さまと接する郵便局長はそれを強く感じています。 現在の真の課題は、郵便局ネットワークを、地域にお住まいの皆さまの生活インフラとして、民間金融機関等による利活用も含めて「どのように公平かつ効率的に共有するか」という新たな仕組みを構築することであると考えます。
		④	地方から地域の民間金融機関の支店等が撤退する中、地域にお住まいの皆さまにとって身近な金融機関は、郵便局のみとなっている地域が増えつつあります。そのような状況であるにもかかわらず、「ゆうちょは、限度額があるためにまとまった資産、例えば退職金などを一括して預けられない」との不満の声を現場の郵便局長は数多く耳にしており、地域のお客さまに不便、不利益を強いている状況になっていると考えます。 ゆうちょ銀行については、国が１／３の株式を保有する日本郵政株式会社がゆうちょ銀行の株式を保有（現状は５０％以下）しているという理由で、間接的に国の保証があると断じ、他の金融機関にはない「上乗せ規制」を課しています。 国が国会でゆうちょ銀行について、現状で国の保証はないと答弁しており、また、ゆうちょ銀行が、税金を納め、会社が破綻した場合のために、他の民間金融機関と同様に預金保険機構に保険料を支払っているにもかかわらず、上乗せ規制が解除されないことに強い疑問を感じております。 また、民間金融機関が撤退した「金融空白地帯」においては、「民業圧迫」への懸念は存在しないと考えますので、このような状況も踏まえていただき、今後、上乗せ規制が直ちに撤廃される方向でご議論いただきますことを期待します。
		⑤	上記４の意見と同様と考えますが、生保については、新聞の報道によると大手生保の２０２６年度の拠点数は計５０００強と５年連続で減少し、データがある２０１５年度以降で最少となる見通しとのことです。これは、地方の小さな営業所を統廃合し、都市部の主要拠点に集約して、営業社員の受持ち地域を広げ、コストの削減を図っているためとのことですが、結果として、地域にお住まいの皆さまが生保に加入したい場合に、「担当者と対面でじっくり相談する」機会が大幅に減っている状況になっていると考えます。 このような状況の中で、地域にお住まいの皆さまに安価な生命保険を提供する身近な金融機関は、郵便局のみとなっている地域も少なくありません。「地域に郵便局しかないのに、限度額があることにより保障性の高い生命保険に加入できない。もしもの時のことを考えると不安」というご高齢の方や子育て世代からの不満を現場の郵便局長は数多く耳にしており、地域のお客さまにとって不便、不利益を強いている状況になっていると考えます。 かんぽ生命については、国が１／３の株式を保有する日本郵政株式会社がかんぽ生命の株式を保有（現状は５０％以下）しているという理由で、間接的に国の保証があると断じ、他の保険会社にはない「上乗せ規制」を課しています。 国が国会でかんぽ生命について、現状で国の保証はないと答弁しており、また、かんぽ生命は、税金を納め、会社が破綻した場合のために、他の民間生保会社と同様に生命保険契約者保護機構に負担金を支払っているにもかかわらず、上乗せ規制が解除されないことに強い疑問を感じております。 また、民間生保会社が撤退した「保険空白地帯」においては、「民業圧迫」への懸念は僅少であると考えますので、このような状況も踏まえていただき、今後、上乗せ規制が直ちに撤廃される方向でご議論いただきますことを期待します。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		⑥	・日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併について（再記載） 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社を早期に合併し、当分の間、ゆうちょ銀行、かんぽ生命をその下に位置付けるべきと考えます。2社の合併については、前記2の「郵便局の現場の状況を踏まえた要望」として記載した①で申し上げている大きなメリットがあると考えており、前記3で現状を踏まえ日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併の必要性を述べております。 そして、前記2の「郵便局の現場の状況を踏まえた要望」として記載した②で申し上げているように日本郵政株式会社、日本郵便株式会社を合併した会社の下にゆうちょ銀行、かんぽ生命を位置付ける体制となれば、「郵便局ネットワークを中心とした一体的経営の確保」、「郵便局ネットワークの維持」、「お客さまの利便性の向上と新サービスの開発」などが実現できると考えます。 そもそも現在の法律によれば、日本郵政株式会社が保有するゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式は、将来的に全株売却されることになっています。 つまり、日本郵政株式会社は、将来、事業子会社が日本郵便株式会社1社のみの持株会社としての役割を果たすだけの存在となります。 そうであれば、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社が別会社として存在させる意味は全くないと思われ、早期に合併させ、一社として機能させることにより、組織の合理化、効率化等の目に見える効果が期待できると考えます。 2026年6月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する法律」により、公的サービスを本来業務としていただいたこと、また公的サービスを担うための郵便配達ネットワークや郵便局ネットワークを維持するためとして新たな交付金制度が導入されることになったことに、関係者の皆さまにあらためて感謝申し上げたいと思います。 現在、郵便局ネットワークは、前述の新たな交付金制度が加わりましたが、これとは別の「交付金・拠出金制度」に基づき、ゆうちょ銀行（約2,740億円）とかんぽ生命（約595億円）から計3,300億円が拠出されています。 日本郵便株式会社自らの経営努力が欠くことができないものであることは、当然のことと考えますが、国から法律によって郵便と金融のユニバーサルサービスを義務付けられ、何ら優遇措置なしに採算性の極めて低い地方、離島、中山間地を含む日本全国津々浦々でのサービスを実施することは、ユニバーサルサービス提供に係る収支が赤字であるなど、依然として郵便局ネットワークの維持のためには、十分とは言えず、本来の趣旨に基づく既存の交付金水準の適正化をお願いしたいと考えます。 引き続き、郵便、郵便局につきましても、国による何らかの支援等の検討をお願いいたします。 冒頭に申し上げたとおり、日本郵便株式会社において、問題が多発した構造的な背景には、平成19年10月の民営化開始（分社化）までの準備期間があまりに短く、基幹となるシステムの構築やコンプライアンス管理などの基盤となるインフラに十分な投資がなされなかったことが挙げられます。さらに、現場に課された各種手続、マニュアル等は煩雑化する一方で、実効性や可用性（使いやすさ・機能性）が十分に確保されないまま運用されてきました。 これを改善するための抜本的な投資が必要不可欠であると考えますので、今後の郵便局ネットワークの維持のための費用負担のあり方については、「新たな交付金制度」、「現在の交付金・拠出金制度」、「日本郵便株式会社の経営努力」の状況等を踏まえ、何らかの国の支援策、補助制度についての議論をお願いいたします。
		⑦	ご承知のとおり、我が国の郵便制度は、明治4年、全国62か所の宿駅に郵便取扱所を置き、郵便取扱役には地域で信望を集めていた実力者を起用して発足しました。郵便取扱役には、わずかな手当のみで俸給は支給されず、郵便取扱所の設置も郵便取扱役が土地や建物を無償で提供するなど利害抜きで地域社会のために奉仕し、制度普及に寄与しました。 この精神は、155年を経過した今も地域の小規模郵便局の局長に受け継がれています。郵便局は、時代が変わっても地域にお住まいの皆さまのためにお役に立ちたいという気持ちは変わりません。その思いがこの意見書の根底にあることをご理解いただきたいと思います。
7	一般社団法人全国信用金庫協会		これまで私どもは、郵政改革の本来の目的について、「国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を適正な規模に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すこと」であると主張してきた。 また、郵政民営化法では、「（ゆうちょ銀行等と）同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」といった基本理念が掲げられている。 郵政民営化の検討は、こうした郵政改革の本来の目的や法の基本理念に沿って進めるべきものである。 これらの観点から、郵政民営化に対する評価および今後の期待等について、以下のとおり申し述べる。
		①	ゆうちょ銀行においては、下記（１）および（２）のとおり、「適正な規模への縮小」および「完全民営化」がなされていないにもかかわらず（３）のとおり、新規業務を拡大している。こうした現状を踏まえると、郵政民営化のあり方は歪であると評価せざるを得ず、規模の縮小、全株式の処分を進めるべきであるとともに、業容の拡大は適当でないと考える。 また、（４）のとおり、グループ全体のガバナンス・内部管理態勢の整備を徹底すべきである。 一方、（５）のとおり、地域金融機関との協働による地域活性化をはじめ連携・協調関係を深めていることについては一定の評価をしており、今後とも地域金融機関との連携・協調関係を深めていくべきと考える。 （１）適正な規模への縮小等について 私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が官業時代からの信用を背景に肥大化した規模を維持したまま民間のマーケットに参入することは民間金融機関との公正な競争を阻害していることから、ゆうちょ銀行は適正な規模に縮小すべきと主張してきた。 こうした中、2019年4月にゆうちょ銀行では規模の縮小と逆行する預入限度額の引上げが行われ、2026年3月末においてその貯金量は約186兆円となっており、預入限度額の引上げ前（2019年3月末の貯金量：約180兆円）より規模が大きい状況となっている。 したがって、ゆうちょ銀行は、民間金融機関との公正な競争条件を確保する観点から、その規模について縮小すべきである。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(2) 日本郵政によるゆうちょ銀行等の株式処分について 私どもはかねてより、民間金融機関との公正な競争条件の確保の観点から、郵政民営化法に基づいて、日本郵政に対してゆうちょ銀行等の全株式処分に向けた取組みを着実に進めるべきであると主張してきた。 しかしながら、2026年6月25日に施行された「郵政民営化法等の一部を改正する法律」では、「日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の3分の1超の保有を義務付け」を行う改正がされた。この改正により、ゆうちょ銀行の「完全民営化」への道筋が後退し、間接的な政府出資が残る形となっている。「公正な競争条件」を確保しているとは極めて言い難い。 「公正な競争条件」を確保するため、日本郵政においては、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の全株式処分を行うこと、また、それに向けた具体的な計画を示すことについて期待する。 なお、上記「郵政民営化法等の一部を改正する法律」を受けて、一部報道では「公社化」との記載がされている。このような状況は多くの国民に対し、日本郵政グループが「官業」に近い印象を与えるものであったと言わざるを得ない。 (3) 新規業務等について 2021年5月より、口座貸越サービスの取扱開始、フラット35の直接取扱開始、2022年5月より投資一任契約の締結の媒介業務が開始された。 ゆうちょ銀行は新規業務参入にあたり、他の金融機関等との間の適正な競争関係と利用者への適切な役務の提供を阻害することがないように、特に配慮することが求められているが、間接的な政府出資が残る間などにおいては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは言えず、新規業務への参入により業務を拡大することは適当でないと考える。 (4) 不祥事件について 日本郵政グループにおいては、日本郵便による点呼業務不備事案や、顧客の貯金情報の流用、切手の不正販売といった不祥事が発生している。 グループ全体のガバナンス・内部管理態勢を見直し、再発防止に努めるべきと考える。特に、ゆうちょ銀行等の金融業務に関する代理業務を行う日本郵便においては、コンプライアンス体制の構築について点検し、委託者であるゆうちょ銀行はその管理を徹底すべきである。 (5) 民間金融機関との連携・協調について 私どもは地域の金融インフラとして、日本郵政グループとの相互信頼関係の構築に努め、地域経済の活性化や顧客の利便性向上のために、両者の強み・特性を生かしつつ、連携・協調関係を深めつつある。 具体的には、ゆうちょ銀行が各地域でエクイティ資金を供給する「Σビジネス」の進展による地域経済活性化への貢献や事務の共同化のほか、郵便局内への店舗移転・併設などによる連携を通じた業務の効率化・利便性向上については、一定程度評価できるものである。
		②	繰り返しになるが、ゆうちょ銀行が「適正な規模への縮小」を図りつつ、「完全民営化」に向けた具体的な方針・計画を示したうえで、その取組みを進め、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保することが郵政民営化を進めるうえでの大前提である。 したがって、預入限度額の更なる見直しや新規業務への参入、子会社保有等は、上記を踏まえた「公正な競争条件」が確保されない限り、一切認められるべきではない。 こうした中、先般公表された日本郵政「JPプラン2028」およびゆうちょ銀行「中期経営計画(2026～2028年度)」では、「国民年金基金・遺言信託・遺産整理業務等の媒介」に参入する旨の記載が見られた。これら業務は、既に多くの信用金庫が行っており、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保できていない状況下でこれらの業務を行うことは、民間金融機関の事業を圧迫するものであり、到底認められるものではない。 また、ゆうちょ銀行の新規業務規制は、現在、事前届出制である。この届出にあたっては、ゆうちょ銀行は他の金融機関等との間の適正な競争関係と利用者への適切な役務の提供を阻害することがないように、特に配慮することが求められているが、民間金融機関の意見を汲み取るような枠組みは設けられていない。 さらに、先般の郵政民営化法の改正によって、日本郵政には、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の3分の1超の保有を義務付けられたが、ゆうちょ銀行等の新規業務規制等の上乗せ規制は全株処分がなされることを前提としたものであるため、根本から見直すべきである。 したがって、以下の事項を期待する。 ① 政府および郵政民営化委員会は、日本郵政およびゆうちょ銀行に対し、ゆうちょ銀行の「適正な規模への縮小」および「完全民営化」に向けた取組みについて、具体的な方針・計画の提出を求めること。 ② ゆうちょ銀行の上乗せ規制を維持すること。更に新規業務参入は、地域金融機関の経営を圧迫し、ひいては地域の中小企業への資金繰り支援にも影響を及ぼすことが懸念されることから、原則禁止とすべき。禁止としないのであれば、必ず民間金融機関の意見を汲み取る枠組みを用意すること。 一方、上記1.にも記載のとおり、ゆうちょ銀行によるΣビジネスの進展による地域経済活性化への貢献等については、今後とも私どもとゆうちょ銀行の両者の強み・特性を活かしながら、地域活性化や連携・協調をしていくことを切に期待する。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		③	子どもはゆうちょ銀行に対し、「適正な規模への縮小」を図りつつ、「完全民営化」に向けた具体的な方針・計画を示したうえで、その取組みを着実に進め、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保することを求めている。また、預入限度額の更なる引上げや新規業務への参入、子会社保有等は、「公正な競争条件」を確保されない限り、一切認められるべきではないと考える。 現在の上乗せ規制下においても、ゆうちょ銀行は個人の預貯金額について、約20%のシェアを有しており、国際的に類を見ない規模に肥大化している状況である。 子ども信用金庫は各信用金庫が地域で預金を集め、その地域の事業者等に融資をしている。また、全金融機関で東京都以外の預金量は伸びが鈍化している状況であるが、信用金庫業界における預金は7割以上が首都圏以外によるものである。一方、ゆうちょ銀行は全国で貯金を集め、その資金を国外等も含めて運用している。 また、これまで地域金融機関は、地域企業等のライフサイクルに応じて、創業・新事業支援、本業支援、事業承継支援、経営改善・事業改善支援等に取り組むことを通じて、地域経済の活性化・地方創生に貢献してきた。特に信用金庫は、採算性では測れない地域密着の金融仲介機能を発揮しており、地域の雇用や産業、住民生活を下支えしている。 さらに、事業者の経営課題は事業者の高齢化、後継者不足、物価高、人手不足等が相俟って複雑化しており、地域金融機関には従来以上にきめ細かな支援が求められている。 以上を踏まえると、間接的な政府出資があるゆうちょ銀行の上乗せ規制が緩和・撤廃された場合、「公正な競争条件」の確保などにおいて、郵政民営化の本旨に沿わないばかりか、地域金融機関の経営を圧迫し、ひいては地域の中小企業への資金繰り支援にも影響を及ぼすとともに、地域における信用創造機能の低下や、地域企業等に提供しているコンサルティング支援機能が低下することに繋がることが懸念される。 こうした点も踏まえ、民間金融機関の意見も尊重し、地域金融システムや地域経済への影響等を勘案した極めて慎重な検討がなされるべきである。 以 上
8	一般社団法人 第二地方銀行協会		子どもは、予ねてより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、バランスシートの規模の縮小、公平な競争条件の確保および利用者保護の徹底等が重要であると申し上げてきました。 今般、郵政民営化委員会から示された以下の事項に係る意見募集に関し、子どもの意見を申し上げます。 1. これまでの郵政民営化に対する評価・今後の期待 ＜株式の売却＞ ○ 足許では、政府が保有する日本郵政株式の保有割合（議決権ベース）は約36%（法律上1/3超の保有義務あり）となっております。また、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の保有割合は約49%に低下しており、株式の全部処分に向けて一定の進展が見られております。 こうした中、2026年6月、改正郵政民営化法（以下、「改正法」）が成立し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式について、「その全部を処分することを目指し、（中略）できる限り早期に処分する」との本則は存置しつつも、特例として、当分の間、日本郵政に3分の1超の保有義務を課することが規定されました。 ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残る間は民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態であり、当分の間、こうした状態が継続するものと考えております。 ○ なお、改正法では、上記特例が設けられたものの、ゆうちょ銀行の完全民営化の方針に変更はないと理解しております。引き続き、できる限り早期に、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の全株式処分に向けた取組みが着実に進むことを期待しております。 この点、2021年4月の郵政民営化委員会意見（「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する民営化委員会の意見」）においても、「金融二社株式の処分を進めるとともに、処分の時期・量について説明責任を果たす必要がある」とされており、全部処分に向けた道筋が具体的に示されることを期待します。 2. ゆうちょ銀行に課せられた「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響 （1）上乗せ規制 ○ 郵政民営化法においては、ゆうちょ銀行の完全民営化までの移行期間において、民間金融機関との適正な競争関係に配慮する観点から、いわゆる上乗せ規制が設けられていると理解しております。 改正法では、3年毎に上乗せ規制の在り方を検証するとされておりますが、同規制は完全民営化に向けた移行期間の措置として定められたものであり、また、改正法において政府の間接出資が当分の間残ることが規定されたことを踏まえると、安易に上乗せ規制が緩和されるべきではないと考えます。 （2）新規業務 ○ ゆうちょ銀行は、これまで、「フラット35の取扱い」や「投資一任契約の締結の媒介業務」等について認可を得、それぞれサービスを開始しております。当業態では、公平な競争条件が確保されていない中での新規業務の取扱いは認められるべきではないと主張し、これら新規業務の認可申請に関し、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が業容を拡大することの是非をはじめ、不正防止策、顧客本位の取組みの定着状況等について十分な検証が必要である旨を指摘いたしました。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			この点、認可申請に対する郵政民営化委員会の意見においても、ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組について、継続的に確認することに関係当局に求め、その結果を同委員会に報告するとされており、適切なモニタリングが継続的に行われているものと認識しております。 ○ 足許では、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が50%を下回り、新規業務は認可制から届出制に移行しておりますが、届出制移行後も「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と法律上規定されております。この点、政府の間接出資が当分の間残り、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていない状況においては、安易な業容拡大は適切ではないと考えます。まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であると考えます。 ○ ゆうちょ銀行の貯金残高は約186.1兆円と、現時点においても、当業態34行の預金残高合計（2026.3末／71.5兆円）の2.5倍の規模を有しております。政府の間接的な出資が残る巨大なゆうちょ銀行が、公平な競争条件が確保されないまま、万が一、貸出業務等に参入した場合には、地域金融機関の収益環境に影響を及ぼし、その結果、地域金融機関における地域経済活性化に向けた取組み（地域金融力）にも影響を及ぼすことが懸念されます。 （3）預入限度額 ○ 預入限度額については、2019年4月に通常貯金と定期性貯金の預入限度額が、それぞれ1300万円に引き上げられましたが、政府による間接的な出資が残り、完全民営化に向けた道筋が示されない中で、引き上げが行われたと考えています。 ○ 預入限度額規制は、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた移行期間の措置として定められたものであり、改正法において政府の間接出資が当分の間残ることが規定されたことを踏まえると、限度額の引上げは検討されるべきではないと考えます。この点、民間金融機関は、「金利ある世界」において、貸出原資となる安定的な預金調達を重要な経営課題と位置づけており、公平な競争条件が確保されないまま、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で過度な競争を招く事態となれば、結果として、地域金融機関による地域への円滑な資金供給にも支障が生じるのではないかと懸念いたします。 3. その他 ○ 少子高齢化・人口減少が進む中、地域経済の持続的な発展は喫緊かつ重要な課題となっております。この点、地域社会発展への貢献を使命とする地域金融機関は、地域金融力の強化に取り組んでいるところ、ゆうちょ銀行においても、公平な競争条件が確保された下で、民間金融機関との連携・協調を通じて地域経済に貢献することを期待いたします。 <結び> 郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。 以 上
9	在日米国商工会議所		在日米国商工会議所は郵政民営化の継続的な進展を期待し、対等な競争条件を確保するための政策の効果的な推進を要請 在日米国商工会議所（ACCJ）は、郵政民営化委員会による郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に際して、意見を提出する機会を歓迎します。 ACCJはこれまで、株式会社かんぽ生命保険（かんぽ生命）と他の生命保険会社との間に対等な競争条件が確保されることが、日本における生命保険市場の健全な発展にとって重要であることを指摘してきました。今般の郵政民営化法の改正を踏まえ、ACCJは、郵政民営化法第138条の2の2に基づき、かんぽ生命と他の生命保険会社との間に対等な競争条件を確保するため、郵政民営化委員会に対し、民営化プロセスおよび政策展開を引き続き効果的に推進するよう要請します。 ACCJは、日本政府および日本郵政グループが郵政民営化のさらなる進展に向けて取り組む中、建設的な役割を果たしていく所存です。
10	一般社団法人 全国信用組合中央協会		私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。 これまでの私どもの主張を踏まえ、「これまでの郵政民営化に対する評価」及び「今後の郵政民営化への期待」、「ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響」について意見を申し述べます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		①	(1) ゆうちょ銀行株式の売却 これまで、日本郵政の中期経営計画「JPビジョン2025」において、「計画期間中のできる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下とする」ことが示される中、2025年3月には日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却等が行われ、現状の保有割合は49.9%になっております。一方で、本年5月に公表された、日本郵政グループの新たな中期経営計画「JPプラン2028」においては、金融2社株式の売却方針について、「郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融2社株式の処分について引き続き検討を進める」等を示すにとどまっております。 また、本年6月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する法律」（以下、「郵政民営化法改正法」という。）においては、当分の間、日本郵政にゆうちょ銀行株式の3分の1超を保有することが義務付けられております。 かかる状況においては、ゆうちょ銀行株式の全株処分に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、加えて、郵政民営化法改正法の成立により、引き続き、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が維持されることとなる中においては、当然に民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとはいえません。 (2) 新規業務への参入 日本郵政グループの中期経営計画「JPプラン2028」においては、ゆうちょ銀行による遺言信託、遺産整理業務等の導入が予定されていることが示されておりますが、遺言信託等は、今後の高齢化社会へ対応するサービスとして既に信用組合をはじめ多くの民間金融機関により取り扱われております。 間接的な政府関与が残るゆうちょ銀行がその信用力を背景に、民間金融機関における競争分野へ参入することは、郵政民営化法に定められた基本理念である、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を欠くものであり、断じて容認されるべきではないと考えます。 さらに、ゆうちょ銀行等の金融業務に関する代理業務を担う日本郵便において不祥事が相次いで発生している状況を踏まえ、ゆうちょ銀行はコンプライアンス、各種リスク管理体制の整備状況の十分な検証を行う必要があると考えます。
		②	2025年3月の日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却等により、郵政民営化法上、ゆうちょ銀行の新規業務規制は認可制から届出制へ移行しているとともに、それに伴い、郵政民営化委員会により、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（以下、「運用方針」という。）が示されております。 一方で、日本郵政に対しては、郵政民営化法改正法においても、引き続き、金融2社の全株式のできるだけ早期の処分を目指すことが定められていることから、届出制への移行および郵政民営化委員会の方針は、ともに完全民営化が着実に進展する過程において定められたものです。 したがって、依然として、完全民営化への具体的な道筋が示されず、郵政民営化法改正法の成立によって、当分の間、間接的な政府出資が維持される状況においては、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業務の拡大が認められるべきでないと考えます。 今後、ゆうちょ銀行の新規業務の届出に際しては、郵政民営化法の基本理念に「地域社会の健全な発展および市場に与える影響や同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことが掲げられているとともに、運用方針において、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取を実施する」とされていることを踏まえ、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を設けたうえで、民間金融機関との間の競争関係や地域の金融システムへの影響等を勘案した極めて慎重な審議・判断が行われることを切に期待いたします。また、早期に完全民営化への具体的な道筋が示され、その実現に向けた取組みが確実に実行されることを強く期待いたします。
		④	先述の通り、ゆうちょ銀行に対する「上乗せ規制」は、完全民営化に向けた過程、すなわち、資本関係における政府の間接的な関与が維持される中で課されているものであり、郵政民営化法改正法の成立により、一定期間、間接的な政府出資が維持される状況下においては、本規制は維持されるべきと考えます。 足元、「金利のある世界」への回帰により、特に預金確保の重要性が高まるとともに、その獲得競争が激化している中、仮に、ゆうちょ銀行において、預入限度額の引き上げが行われた場合には、その巨大なネットワーク網と間接的な政府関与が残ることによる信用力を背景に、さらなる競争の激化とともに、不公平な競争条件を招くこととなり、結果として、預金がゆうちょ銀行へシフトすることが懸念されます。 また、融資業務等の新規業務についても、民間金融機関との激しい競争が想定される業務分野へのゆうちょ銀行の参入は、同様な状況を招き、信用組合の収益力へ悪影響を及ぼすことが懸念されます。 私ども信用組合は、相互扶助を理念とし、組合員が預金をし合い、その資金を必要とする組合員へ融資することを使命としており、組合員のほとんどが中小企業・小規模事業者等や地域、業域、職域の生活者です。また、組合員の利益や地域の発展を第一に考え、金融事業のみならず、事業者支援や地域の課題解決、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。 上乗せ規制の緩和・撤廃により、信用組合の経営に大きな影響が生じた場合には、いまだ厳しい経営環境にある中小・小規模事業者への円滑な資金供給に支障を生じさせる恐れにとどまらず、非金融事業における取組の機能低下を招く恐れ、ひいては、地域経済へ深刻な影響をおよぼすことが懸念されます。 したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、民間金融機関からの意見を十分に考慮し、慎重な検討を行うことを強く望みます。 以上

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
11	日本郵政グループ労働組		郵政民営化に関する意見募集について、日本郵政グループで働く社員の立場から、以下のとおり意見を提出します。
		①	(1) 郵政民営化委員会の3年ごとの検証では、郵政民営化法の基本理念である「国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与」をもとに、総合的な検証が行われるものと認識しています。その中で、民営化後のサービス改善や利便性の向上なども詳細に検討され、その結果が、今後の郵政サービスの方向性を決定づける重要な要素になると考えます。 (2) 郵政民営化から19年が経過するまでの間、郵便局会社と郵便事業会社の統合、金融2事業の上乗せ規制の一部緩和、郵便法改正等、郵政事業を維持しユニバーサルサービスを持続していくために様々な見直しが行われてきました。しかし、現在も、日々お客さまと接している現場社員からは、お客さまニーズに十分応えることができていないと感じる事例とともに、お客さまからも「〇〇のような使い勝手の良いサービスがあれば良いのに」といった意見をいただくとの報告があります。 (3) このように、地域にとってなくてはならない存在とも言える郵便局が、お客さまの求めるサービスを必ずしも提供できていない現状にあり、また、そうした環境におかれているため、お客さまにより良いサービスを提供しようという現場社員の意欲も高まりにくい構図になっていると考えています。 (4) これまでの間は、郵便局の従来のあり方を踏襲することを前提に、グループの経営努力によって、そして特に、現場の営業努力やコスト削減によって、ユニバーサルサービスを持続するための取組みを重ねてきた経緯にあります。しかし、今般の郵政民営化法等の一部改正により、新たな資金投入を受けることとなりました。 (5) 今後、人口減少が加速し、それぞれの地域で過疎や過密が一段と進んでいく中で、労働力確保の困難度がますます高まっています。さらなる経営努力のもと、現場では新たな働き方などにも挑戦しながら、郵便局配置の最適化を見出しつつ、お客さまニーズにお応えしていくための体制と環境の整備をはかっていく必要があると考えています。
		②	前項に記した認識のとおり、今後も、郵便局ネットワークの一層の活用をもって、地域やお客さまが求めるサービスを提供していくことができるよう努力してまいりたいと考えますので、そのための経営の自由度の確保とユニバーサルサービスを持続可能とするための環境整備をはかっていただきますよう要望します。
		④	(1) これまで、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の1/2以上を処分し、ゆうちょ銀行が新規業務を行おうとする時の「認可制」が「届出制」へと変更となったものの、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められています。また、預入限度額と子会社保有に関しては、政府（内閣総理大臣および総務大臣）は、郵政民営化委員会の意見を聴取し、その規制の改廃等を行うことができることとなっています。 (2) こうした状況の中で、日々お客さまと接している現場社員からは、 ・預入限度額に達した際に「他の金融機関へ資金を移動してください」と案内せざるを得ないため、お客さまにとって資産管理上の大きな不便につながっている ・「相続でまとまったお金が入金されても、預入限度額があるためそのままにできず、他の金融機関へ移さなければならなくて不便」と言われる ・「終活を見据え、資産を一つの金融機関にまとめたいが、預入限度額がネックとなり、最終的に地方銀行等を利用するしかない。しかし、地方では金融機関が少なく、身近な金融機関である郵便局にまとめられないのは不便」と言われる 一等の意見が寄せられます。 (3) 2019年に郵政民営化法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられました。その影響もあり、一時的に貯金残高は増加したものの、その後、貯金残高は年々減少している状況です。具体的には、2000年3月末のピーク時に260.0兆円だった貯金残高を2026年3月末と比較すると、金額にして73.9兆円、率にして28.5%減少しています。 (4) ゆうちょ銀行は、民間他社と同様に遵守すべき銀行法に加え、(1)に記したとおりの規制があることから、経営の自由度が制限されているうえ、描いた経営戦略を実現させるのにも相応の時間を要してしまう状況にあります。よって、お客さまのニーズにお応えする観点からも、限度額の撤廃および新規業務に関する行政手続きのさらなる簡素化が必要と考えます。
		⑤	(1) これまで、日本郵政がかんぽ生命の株式の1/2以上を処分し、かんぽ生命が新規業務を行おうとする時の「認可制」が「届出制」へと変更となったものの、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められています。また、加入限度額と子会社保有に関しては、政府（内閣総理大臣および総務大臣）は、郵政民営化委員会の意見を聴取し、その規制の改廃等を行うことができることとなっています。 (2) こうした状況の中で、日々お客さまと接している現場社員からは、 ・新しい保険商品や業務を展開するためには、認可・届出などの手続きが必要となるため、他の生命保険会社と比べて商品開発や販売開始までに時間を要する。お客さまのニーズに迅速に対応し、時代に合った商品・サービスを柔軟に提供できるようにしてほしい ・加入限度額があるため、お客さまのニーズにお応えできない時がある。例えば、「自分+配偶者+子（幼児）」の場合、現時点での必要保証額は1,000万円では到底足りない…といった意見がお客さまから寄せられる 一等の意見が寄せられます。 (3) かんぽ生命の保有契約件数は、2026年3月末で1,772万件となっており、1997年3月末の8,432万件から、件数にして6,660万件、率にして79%と大幅に減少し、現在も減少傾向に歯止めをかけられていません。その要因の一つには、お客さまのニーズが死亡保障ではなく特約部分にあり、加入限度額があることによって、そうしたニーズにお応えできないことが挙げられます。 (4) かんぽ生命は、民間他社と同様に遵守すべき保険業法に加え、(1)に記したとおりの規制があることから、経営の自由度が制限されているうえ、描いた経営戦略を実現させるのにも相応の時間を要してしまう状況にあります。よって、お客さまのニーズにお応えする観点からも、限度額の撤廃および新規業務に関する行政手続きのさらなる簡素化が必要と考えます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		⑥	(1) 郵政民営化後の郵便局会社の収益は、銀行手数料と保険手数料の割合が80%超を占めていたところ、2012年の会社統合を経て、民営化から10年が経過した頃には、日本郵便（郵便局窓口事業セグメント）の収益のうち銀行手数料と保険手数料の割合は、70%程度まで低下しました。郵便局ネットワーク維持交付金制度が確立されて以降もその傾向は続き、2025年度の銀行手数料、保険手数料および郵便局ネットワーク維持交付金の割合は70%を下回りました。 その背景には、かんぽ商品の不適正な営業問題に伴う営業自粛等に加え、フィンテックの進展等に伴う窓口利用者数の減少等の影響がありますが、要員削減を中心としたコスト削減や物販事業、提携金融事業および不動産事業の収益拡大等により、なんとか営業黒字を確保してきた経緯にあります。 つまり、郵政事業の民営分社化により確立された製販分離のビジネスモデルのもとで、グループの経営努力によって、そして特に、現場の営業努力やコスト削減によって、郵便・物流事業として独立採算制のもとで推進をはかる郵便はもちろん、貯金と保険のユニバーサルサービスの提供を確保してきた経緯にあります。 (2) これまでの間、ゆうちょ銀行では、長く超低金利の時代が続き資金運用益の確保に苦慮する中で、かんぽ生命においても、不適正営業問題に伴い事業の持続性すら危ぶまれる中で、それぞれ経営改善をはかるためには、費用の大宗を占める委託手数料等の抑制に向けて検討が行われるのは当然の流れであるだろうと受け止めてきました。一方で、ゆうちょ銀行の資金運用の元手となる貯金残高の大宗は郵便局を通じてお預かりしてきたものであり、また、かんぽ生命の多くの既存契約も郵便局を通じて契約してきたもので、今後も、それぞれの直営拠点の数とネットワークのみをもってして、同規模の貯金および保険契約を確保し続けていくことは困難であると想定がされます。 よって、日本郵便とゆうちょ銀行・かんぽ生命との間で、費用負担の面では利益が相反するものの、収益確保の面では相互に依存している関係にあると言えます。 (3) そうした中で、今後、労働力確保の困難度がますます高まっていくことから、貴重な人的リソースについては、日本郵政グループ全体で相互に配置調整を行っていくことで安定的なユニバーサルサービスの提供をはかるための基盤整備につなげていくことができると考えています。 また、より一層お客さま本位の営業を展開していく意味においても、金融リテラシーの向上は不可欠ですが、人口減少とフィンテックの進展等により窓口利用者は減少傾向にあり、制度変更等も重なる中では、ユニバーサルサービスを提供するための全ての拠点に配置する社員全員が幅広い金融知識を備え、さらに常にアップデートをはかっていくことの困難度が高まっています。よって、より深い専門知識が必要となる保険契約や相続の取扱いなどには、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の社員がWeb端末によるビデオ通話を通じて取扱い、郵便局社員は、地域のお客さまと直接触れ合う中で、何よりホスピタリティを大切にすることにより、地域のお客さまに安心してご利用いただける環境を整備することができ、また、お客さまのニーズにも的確にお応えすることができるようにと考えます。 (4) ついては、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分した後も、特に日本郵便においては、さらなる経営努力のもと、現場では新たな働き方などにも挑戦しながら、郵便局配置の最適化等にも取り組んでいくことを前提に、また、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の安定的かつ持続的な経営推進を前提に、①郵便の持続性確保に向けて郵便料金の改定やサービス水準の見直しを行う、②ユニバーサルサービスを持続させるためのゆうちょ銀行・かんぽ生命の費用負担のあり方について更新をはかる、③日本郵便とゆうちょ銀行・かんぽ生命との間における人的リソースの柔軟な配置と相互連携のもとでの金融サービスの提供方法の確立等に取り組むことで、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保することができると考えます。 特に、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の費用負担のあり方については、2026年3月期決算（日本郵便（郵便局窓口事業セグメント）の営業収益の推移）においても明らかのように、ゆうちょ銀行とかんぽ生命からの手数料が年々減少しており、日本郵便の2024年度の業務区分別収支（2025.7.29公表）をみても、第二号（銀行窓口業務等）▲353億円、第三号（保険窓口業務等）▲99億円とそれぞれ赤字となっている状況にあることから、少なくとも、これらが黒字となるような更新が必要だと考えます。 なお、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分しても、「銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について届出制から認可制に変更」されたため、業務委託関係が損なわれることはないと考えています。 以上
12	ヤマト運輸株式会社	① ② ③	① この度の法改正により、日本郵便に対して年650億円前後の交付金が新たに決定されたほか、日本郵政は当分の間ゆうちょ銀行とかんぽ生命の三分の一を超える株式を保有することとなり、日本郵便に対しては地域住民に対する基盤的サービスを業務に加える等、実質的には民営化から逆行する事態となっている。経営悪化に対する当座しのぎのために公的支援と官業回帰が発生していることは長期的な国家財政の観点では問題であるとする。 ② 上記にもかかわらず郵便法の改正により郵便料金の改定が柔軟に可能になる等、事業内容は規制緩和が進んでおり整合性が図られていない。郵政事業及び郵便局ネットワークの将来あるべき姿の議論を深めた上で、民営化の道筋について説明責任を果たし国民の理解を得るよう努めることを期待する。 ③ デジタル化の進展による郵便物の大幅な減少という事業環境変化が生じているにもかかわらず、全国の郵便局の拠点数は従前から抜本的な見直しや統廃合が行われずに手つかずとなっている。効率化に努めることなく郵便局ネットワークの非合理性を改善しないままに公金投入が継続かつ拡大することには強い違和感を覚え

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		⑥	そもそもユニバーサルサービス維持の義務は郵便に対して課されているのであり、ゆうパックをはじめとした物流に対しては義務が課されていないにもかかわらず、社員、郵便局舎、車両等から構成される郵便ネットワークが物流事業においても活用されており、郵便事業と物流事業が一体的に経営されている。このことは本来郵便のユニバーサルサービス維持のためである公的支援が物流事業にも恩恵を与え、物流領域において民間企業との適正な競争関係が確保されずイコールフットリングが成立していない状況を導いている。 その結果として、日本郵便株式会社は物流事業において相対的に低価格でのサービス提供が可能になり（2026年3月期における宅配便大手3社の平均単価は、日本郵便：609円、佐川急便661円、ヤマト運輸726円であり、特に日本郵便の平均単価は下落傾向にある）、自助努力で全国ネットワークを維持する民間物流企業も低価格での競争に巻き込まれることが避けられず、政府が推進する運賃適正化と民間物流企業の事業継続性の確保に影響を与えることとなる。 物流はエッセンシャルサービスではあるとしてもユニバーサルサービス維持を義務付けられた事業ではないのであるから、混同せず物流事業として独立して会計を透明化し採算性を明らかにすべきである。また郵便領域自体の定義についても、信書という日本独自の内容基準ではなく誰にとっても分かりやすい外形基準を採用すべきであり、国際スピード郵便（EMS）についても実際には貨物を輸送しているにもかかわらず郵便扱いで通関・検疫が優遇されている状態を是正すべきである。 会計の透明性を高め郵便局ネットワークの合理化を推し進めた上で費用負担の在り方を検討することが適切な順番であると考える。

項項目欄について、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待、③日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策（郵政民営化法附則第2条の3に基づく検証に関する事項）、④ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）、⑤かんぽ生命に課された「上乗せ規制」が他の生命保険会社との競争関係に及ぼす影響、かんぽ生命の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）、⑥日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第2条第1項に基づく検証に関する事項）、⑦その他